

令和 6 年第 6 回

普代村議会定例会會議録

普代村議会

令和 6 年第 6 回普代村議会定例会会議録

招集告示年月日	令和 6 年 9 月 5 日		
招集の場所	普代村議会議場		
開閉会日時及び 宣 告	開 会	令和 6 年 9 月 18 日 10 時 00 分	
		議 長	正 路 正 敏
	延 会	令和 6 年 9 月 18 日 17 時 05 分	
		議 長	正 路 正 敏
応(不応) 招議員及び 出席並びに欠席議員 出 席(午前) 9 人 (午後) 10 人 欠 席(午前) 1 人 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 × 不応招 ○▲ 公務欠席	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	金 子 泰 男	○
	2	松 葉 明 人	○
	3	大 上 浩 史	×、○
	4	齊 藤 正 明	○
	5	中 上 一 登	○
	6	嵯 峨 典 行	○
	7	森 田 幸 一	○
	8	大 上 智	○
	9	古 沼 和 也	○
	10	正 路 正 敏	○
会議録署名議員	4	齊 藤 正 明	
	5	中 上 一 登	
職務のため議場に出席 した者の職・氏名	事務局長		菅 野 伸 二
	書 記		藤 嶋 大 輔

地方自治法第121条に より説明のため出席 した者の職・氏名	村長	梶屋伸夫
	副村長	太田吉信
	教育長	三船雄三
	総務課長	高井俊一
	政策推進室長	中村克成
	税務出納課長兼 会計管理者	深渡秀利
	住民福祉課長	松葉修志
	保健センター所長兼 包括支援センター所長兼 子育て世代包括支援センター所長	松葉義人
	建設水産課長	大村修
	農林商工課長	上戸鎖栄樹
	商工観光振興室長兼 休養施設管理員	宮田修幸
	医科・歯科 診療所事務長	山田晃人
	教育次長	道下勝弘
議事日程 会議に付した事件 会議の経過	別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり	

開　会 (10：00)	議　長	<p>令和6年9月18日（水）第6回普代村議会定例会</p> <p>ただ今から、令和6年第6回普代村議会定例会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席議員は、9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p> <p>なお、3番大上浩史議員より欠席の通告がございます。</p> <p>直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の日程は、お手元に配布いたしました議事日程（第1号）によつて進めてまいります。</p> <p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>4番齊藤正明議員、5番中上一登議員の両議員を会議規則第120条の規定により指名いたします。</p> <p>日程第2「会期の決定」の件を議題といたします。</p> <p>9月11日に開催されました、議会運営委員会の結果報告では、本日から9月24日までの7日間でございましたが、お諮りいたします。</p> <p>今期定例会の会期を議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月24日までの7日間と決することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって会期は、本日から、9月24日までの7日間と決定いたします。</p> <p>日程第3「諸般の報告」を行います。</p> <p>「政務活動報告」であります、お手元に資料を配布しておりますので、ご了承願います。</p> <p>次に、「例月出納検査の結果報告」でありますが、監査委員より監査結果の報告書2件を受理しており、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。</p> <p>広域関係等の報告がありましたら、お願ひいたします。</p> <p>なければ、以上で「諸般の報告」を終わります。</p> <p>日程第4村長の「行政報告」を行います。</p> <p>柾屋村長。</p> <p>議長のお許しがございましたので、令和6年第6回普代村議会定例会への議員各位の出席にお礼を申し上げながら、村政の近況について報告をさせていただきます。</p> <p>まず、新型コロナ関係についてであります、昨年5月に行動制限などのない感染法上の位置づけとなって以降、本村においても、人の動きが活発となるなど正常な生活が戻ってきております。一方で、感染そのものは依然として完全終息には至らず、本年7月以降は少なからずの感染拡大が見られる状況にあります。村民の皆さんには、これからも、手洗いや場面に応じたマスクの着用など基本的な感染防止対策を怠らないようお願いいたします。</p> <p>なお、本年度から、新型コロナワクチンが定期接種となります。対象</p>
----------------	-----	--

者は 65 歳以上の方々と 60 歳から 65 歳までの方で心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害のある方などとなります。定期接種は 10 月からの事業開始となり、無料での接種となりますので積極的な検討をお願いいたします。

次に、村内での諸工事などの状況についてですが、道路関係では、県道の普代小屋瀬線での上普代地区道路改良舗装（その 3）工事が 10 月中旬の完成予定で、同じく上普代地区道路改良舗装（その 5）工事が令和 7 年 1 月中旬の完成予定で進められてございます。なお、本年度末で上普代工区 1.7km が事業完了となりますので、今後は、旧鳥茂渡小学校前から年内渡橋までの未改良区間の早期事業化に向けた県への要望などを強化してまいりますので、議会さんのご協力もお願いいたします。村道は、診療所付近の普代駅前 8 号線道路改良工事、力持港線の道路改良工事が完成となりました。また、上区の定住促進団地内の沢山 5 号線道路改良舗装工事、沢山線道路改良工事、黒崎 3 号線道路改良（その 1）工事は着工済となっております。

なお、白井港線道路法面修繕工事や白井萩牛線外道路舗装修繕工事、普代平井賀線外道路改良工事は 9 月末までに、それから広場や公園を整備する太田名部の大沢橋付近の太田名部地区漁村地域活性化工事と旭日区地区水路等整備工事は 11 月中の発注に努めてまいります。

河川関係は、大上一弘さん付近での、上の沢川護岸整備詳細設計業務が間もなく完了となりますので、11 月中に工事発注するよう取り進めてまいります。

漁港関係では、県での太田名部漁港の臨港道路外工事が 11 月中旬の完成予定で進められており、10 月中には用地施設舗装工事なども発注予定と聞いております。村の太田名部漁港衛生管理型荷さばき所建設工事は 10 月上旬の完成予定で進められておりますが、今議会に、氷の払出装置の追加、海水受水槽室の増設、製氷・貯氷・海水供給等制御方式の変更などによる、変更請負契約の締結（案）を提案させていただきますので、ご審査をお願いいたします。また、白井地区漁業研修施設空調・照明設備改修工事は 8 月末に完成しております。

防災関係では、県での太田自工さん付近の、緑区地区治山事業の緊急浚渫工事が進められており、10 月上旬には同地区的災害復旧工事も契約予定とのことであります。

村での災害後方支援拠点広場工事は、東屋や防災倉庫周辺舗装、サイン工事などが 9 月中の発注となります。

なお、普代タクシーさんの向かいになります、上区地区排水ポンプは、台風第 5 号の際に稼働し、8 月 12 日の午前 2 時 1 分に普代川が氾濫注意水位に達したことから自動運転開始となり、21 時 10 分に水防団待機水位に下がったところで停止しております。今後も、万全な運用がされるよう維持管理の徹底を期してまいります。

住宅関係は、羅賀地区住宅建設工事が 8 月上旬に完成となり、先般の

議会で関係条例の改正もされたところであります。現在の入居見込みとしては、この 10 月 1 日に地域おこし協力隊員の発令となる方など、年内に 2 棟への入居が予定されております。

公園関係は、黒崎キャンプ場整備工事が 11 月下旬に、普代浜園地キラウミ整備工事が 12 月下旬に完成予定で着工済となっております。

次に、その他の事業の進捗状況などについてですが、まず、財政関係では、岩手県が環境保全などへの取り組みの財源とするよう公募した地方債証券グリーン・ブルーボンドについて、財政調整基金の運用として取得しておりますので報告いたします。

電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業は、繰越分の令和 5 年度均等割のみ課税世帯支援は 890 万円、低所得子育て支援は 230 万円の給付を行い完了しております。また、現年分の令和 6 年度新たな非課税等支援も 705 万円を給付し、完了となってございます。なお、個人住民税の定額減税は 768 万 6 千円となっており、所得税を含めましての減税しきれない分の補足給付は 2,118 万円と見込まれ、9 月 10 日現在で 1,550 万円が給付済みとなってございます。

青の国ふだいの海の魅力の体験のため開設していた普代浜園地キラウミ海水浴場は 8 月 25 日までの 45 日間で、2,058 人に利用いただきました。なお、キラウミ公園 RV パークの 4 月から 8 月までの利用は 89 台・207 人となってございますし、黒崎キャンプ場の利用は、フリーサイトが 230 人、オートサイトが 580 人となっております。全体的な利用実績が期待どおりに伸びていない状況につきましては、8 月の台風接近の影響などによる天候不順が要因と思われます。今後の誘客拡大に向け、環境整備やイベントの開催などに一層にも努めてまいります。

くろさき荘の 8 月末までの運営状況は、宿泊者数は 2,747 人、事業収入が 3,774 万 6 千円となっております。台風接近の影響でのキャンセルも若干ありましたが、全体としては伸び悩み状態の改善に至っていないところであります。また、運営収支も人権費や物価高騰による賄材料費の増により大きく改善できない状況にもあります。このような状況から、当初予算の閑散期前の早めの営業縮小についても検討したところでありますが、年内のトレイル客などの予約や諸イベントの開催予定なども踏まえますと、年内の利用客の増が見込まれるものと判断されますので、当面は昨年同様に、1 月上旬までは通常営業とし、その後の宿泊予約は金曜日・土曜日のみの受け入れを原則としてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。また、秋の行楽シーズンでの誘客はもとより、諸会合や宴会などでの利用拡大に従業員も一丸となって取り組んでまいりますので、村民の皆さまにも一層のご協力をお願いいたします。なお、運営検討委員会の活動が停滞しておりますこと、議員各位などに心からのお詫びを申し上げます。急ぎ、経営改善への具体的な取り組みについての検討など行ってまいります。

		<p>「道の駅・青の国ふだい」はオープンから 3 周年を迎えようとしております。4 月から 8 月の利用客数は道の駅開設前比で 191%、売上は 225% となっております。お盆前後のかけ入れ時は天候不順もあり客足が伸びないところでありましたが、全体としては着実な誘客が図られているところであります。今後も、立ち寄りたいと思っていただける道の駅となるよう取り組んでまいります。なお、9 月 27 日から 29 日には、ふだいまつりと共に開業 3 周年記念イベントを行い、村全体の賑わいづくりの弾みともしてまいります。</p> <p>ふるさと納税は、8 月末現在で 2 億 4,323 万 1 千円となっております。減少の要因としては、主力返礼品であります生ウニの極端な不漁による品薄・高値が続いたことからですが、そんな中にも、依然として全国の多くの方々から本村へのご寄付をいただいております。寄付者皆様に改めてのお礼を申し上げます。また、今後も、問い合わせ等への丁寧な対応に心がけるなど、リピーターの確保に努めつつ、関係事業者との連携も強めながら昨年度実績にできるだけ近づけるよう取り組んでまいります。</p> <p>終わりに、議員各位や村民の皆さまの普代村戦没者追悼式や普代村総合防災訓練などへのご協力に改めての感謝をさせていただき、今後予定のふだいまつりや普代村文化祭などへのご協力につきましてもお願いを申し上げながら、本議会に、令和 6 年度一般会計予算などの補正予算（案）・3 件、特別職の給与条例などの一部改正（案）・4 件、変更請負契約の締結（案）、教育委員会委員の任命同意（案）、令和 5 年度各会計決算認定（案）・7 件、並びに、人権擁護委員候補者推薦の諮問（案）などを提案させていただきますので、十分にご審査ください、全議案につきましてご承認賜りますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。</p>
一般質問	議長	<p>以上で、村長の「行政報告」を終わります。</p> <p>日程第 5 「一般質問」を行います。</p> <p>一般質問は、普代村議会会議規則第 61 条第 4 項の規定のとおり行います。10 分前にはベルを鳴らしますので、質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、通告順に質問を許します。</p> <p>4 番齊藤正明議員の一般質問を許します。</p> <p>4 番齊藤正明議員。</p> <p>4 番齊藤正明です。</p> <p>通告に基づきまして、一般質問をいたします。はじめに 1 項目目をお願いします。</p> <p>道路施設の安全確保について。</p> <p>①車道や歩道の一部において、支障立木や繁茂が覆いかぶさることで自動車や歩行者の通行に支障をきたすほか、道路標識やカーブミラー等</p>
	齊藤議員	

	<p>の道路施設が見えにくくなり、通行に支障があります。特に台風や大雨、大雪災害等では、倒木の危険性が高まると思いますので、道路寸断を未然に防止するためにも、倒木等危険を及ぼす恐れのある支障立木の伐採と木々の枝払いを計画的に対処すべきと考えますが、見解をお伺いします。</p> <p>②村道において、道路の外側線も含めて白線が消えかかっているなど、補修修繕が必要の個所が多く見られます。安全確認の観点からも、安全性を考慮しつつ、計画的に対処する必要があると考えますが、見解をお伺いします。</p> <p>議長 柾屋村長</p> <p>柾屋村長。 齊藤正明議員の道路施設の安全確保についての質問にお答えをいたします。</p> <p>1点目の、交通に支障を及ぼす恐れのある支障立木等の計画的な伐採についてでございますが、村としては道路用地内につきましてはご存じのとおり、年2回のシルバーさんによる草刈りなどでの対応をさせていただいておりまして、その際に可能な支障立木などの枝払いを行っております。しかしながら、私有地から道路上にはみ出している草木につきましては、これを起因とする事故等についても、所有者の責任が土地所有者の責任が問われることもあるなど大前提としましては、土地所有者が適正な管理を行わなければならぬものとされてございます。このようなことから、倒木が道路を塞いでいるなど、緊急時を除き村が勝手に伐採や枝払いをすることができないことから、議員お話しのとおり処理などが必要な支障立木が残っており、ご迷惑、そしてご不便もお掛けしているところであります。</p> <p>このことにつきましては、昨年4月にですね、民法が改正をされ、所有者に催告したにもかかわらず、一定期間内に処理されなかつた場合は、所有者に代わって村が伐採できるようになりましたが、その費用は所有者の負担として請求することもあり得る、できるというふうにされているものであります。いずれ土地の所有者に樹木等を伐採していただくという原則は変わっておらないところでございますので、その取り組みを促進してまいりますというふうな答弁とさせていただきます。ただ、私有地から道路にはみ出した分の伐採とか枝払いなどについて、所有者において行なうことが原則である旨の周知徹底などは、これまで強力に行ってきていないのも実情でございます。今後はその周知等にも努めつつ、村の取り組みもより強化をした中で、所有者のご理解とご協力もいただき、安全確保に努めてまいります。</p> <p>2点目でございますが、議員お話しのとおり、村道において区画線が消えかかっている部分多々あり、その補修等が道路利用者の安全確保には必要であること、まさにそのとおりでございます。村としては、改めての情報把握に努めつつ、交通量の多い路線や通学路などについて、優先</p>
--	--

	<p>的な整備に取り組んでまいりますことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>4番齊藤議員。</p> <p>齊藤です。はい、ありがとうございます。確かに歩道といいますか、草刈りっていうかあればシルバーさんが年2回やっていただいているわけですけども、ただこの時期はかなり今年からそうだと思うんですが、すごい草が成長が早いというか、まあびっくりしているところでございます。それで、道路脇の草刈りはやってまあかなりいいわけなんですけども、この下がっている支障木といいますか、高い木がかなり覆い被さって、あとミラー等にかなり見えずらく、なっているわけですが。担当課の方でも、パトロール等はやって見て確認はしていると思うが、予算とか優先順位等がある関係で、かなり難しい面もあると思うが、とにかくこの道路施設にはいろんな範囲がありますけど、とくにこの支障立木の伐採と枝払いについては、何とかその交通量があるところについては、検討していただいて、伐採の方していただきたいと思います。所有者の関係もあろうかと思いますが、そこはご協力をいただいて、お願ひしたいと思います。</p> <p>それから、これは県道になるわけですけども、県道の岩泉平井賀普代線ですか、あの普代水門からJAの貯蔵施設か、あそこの間がかなりこう支障立木といいますか。あそこは伐採がいいのか枝払いがいいのか、そこらあの見ていただいて処理の方お願いしたいと思います。</p> <p>沼屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。草刈りのシルバーさんの時期の件、ございましたけども、適切で効果的な時期に行うといったことで担当課とそれこそシルバーさんとしっかり打合せをして進めていただくように、ご指導のとおりしてまいりたいというふうに思っております。あと、立木の伐採・枝払いの件でございますけども、そのとおりご指導のとおり進めたいわけですが、実際に現場に行って境界面を見て、村の木だったらバンバンやるわけですけども。どっちの木から出てる枝なのか、どっちの木だかというのを見ながら許可を取って進めなければならないと。出ているから黙って切っても良いというふうなことにもならないので、その現場さ入って、境界なりそれからどの木とか現状を十分に把握して、それぞれお願ひしさ行ったり、こうしていかなければならぬということで、なかなか時間が掛かる作業を実際はやらせておるんですけども。なかなか日常業務との絡みもありまして、進まないといったような状況でございます。いずれ、事故等の懸念等お話しのようにございますので、これらをより徹底をして進めるように原課の方に指示もしてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。あと県道につきましては、海に向かって、左側の方につきましては、以前村からお願ひをしたことありましたったが、なかなか</p>
議長 齊藤議員	
議長 沼屋村長	

	<p>許可が出なくて。というのは、筆界未定だからどっちの分だか分かんないのを、というふうなことでなかなか許可が出ないで、県の方でも一回お願いした分を、そういう事情だからやめますということで村に報告があつて、以後どうにもできないであります。あと、そういった事情があつたので、今左側の話をしましたけど、右側からもかなり出ておりますので、右側は未定地の中にはありますけども、境界にうんぬんかんぬんがないので、山の道路から上の方にそいつたことを懸念して10m木等を村で買わせていただいております。水門のとこからJAさんのとこを下りてくる赤線まで、奥さ10m土地かだり買わせていただいておりますので、これについては県に、そういう事情で村の権利の部分なのでやってくださいというお願いをしておりますけども、なかなか予算的なことなんでしょうか、難しくてできないでおるようですが。なお、担当課等を通じて、それを急がせるように進めさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>ナラ枯れの部分なのか、木が枯れてる分で、枝が落ちそうなあが危険でして、そいつたのを少し丁寧に所有者に説明をしながら、県から取り組んでいただくように取り進めてまいります。</p>
議長 齊藤議員	<p>4番齊藤議員。</p> <p>はい、ありがとうございます。今言ったとこの場所については1本切るのでなく枝だけでも、かなり道路に掛かってきていますので、これから台風シーズンなり、大雪が降ればあがが折れるんじゃないかなあと思います。そこらひとつ検討していただいて、所有者、予算の関係もあるかと思いますが、ひとつよろしくお願ひします。</p> <p>それから、横断歩道とか停止線。これについては警察の管轄になるわけだと思いますが、これはタイアップについてはどのようにしているかお伺いします。</p>
議長 柾屋村長	<p>柾屋村長。</p> <p>現在ある横断歩道とか、そいつたのの聞いてる分は警察というよりは、村が進めれないでいる分ですので。いずれ、できるだけ先ほどお話ししたように、急いで緊急度の高い部分からやらせていただきたいというふうに思います。できるだけ早くでございますので、可能なものかどうか冬期間の施工も可能なものかどうか、いずれ12月あるいはそれが可能でなければ、それ前の臨時議会等のことがあれば、その際に補正でもして、危険ということですので、取り組みたいと思います。</p>
議長 齊藤議員	<p>4番齊藤議員。</p> <p>ありがとうございます。それからこの白線でございますけども、この白線についてはあれだわけですね、かなりの距離があつたり、優先順位とか予算の関係等もあるわけですけども、そこらどのような優先順位はどういうふうにしているか。ということと、あとはそれによってデリネーター、視線誘導灯ですか、それが見えなくなってるか。そこらも含めて草</p>

	<p>刈りの時、同じ高さになってるもんですから、倒れている数がありますので、そこらへんはどのような検討しているかどうかお伺いします。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>道路の白線及びデリネーター等の交通施設につきましては、通常の維持管理の部分で、その都度施工はさせていただいておりますけども、なかなか今追いついていないという現状でございます。例年除雪期間が終わった後にいろんな交通施設壊れますので、そのうえ点検して随時直していくという状況で今は進めております。</p>
議　　長 大村建設水産課長	<p>4番齊藤議員。</p> <p>ありがとうございます。それからこの白線でございますけども、狭い道路については真ん中線は引かないわけですけども、この外側線についてこうやはり、草が出てきて覆い被さってきて白線が見えなくなってきたんですよ。そこらへんは何回も言うんですけども、予算とか優先順位等があるわけですけども、そこらへんはどのような検討してるかどうか。今後取り組むかどうか、そこらへんについて白線について、お伺いします。</p>
議　　長 大村建設水産課長	<p>大村建設水産課長。</p> <p>白線につきましては、現在サイドラインある部分について、やはりきっちりと管理していかなければならぬのであろうというふうに考えてございますが、議員おっしゃるとおりなかなか全ての全線ラインを引くというのはなかなか難しい状況ということで、どうしても交通量が多い路線、通学路等が優先的にしている状況でございます。いずれ、それでもやらないでいいことにはなりませんので、そこらへんも隨時状況を、村内の状況を見ながら進めていきたいと思っております。</p>
議　　長 齊藤議員	<p>4番齊藤議員。</p> <p>以上、1項目目は終わります。</p>
議　　長 齊藤議員	<p>齊藤正明議員の次の質問を許します。</p>
4番齊藤正明議員。	
4番齊藤です。	
	<p>次に、2項目目をお願いします。</p> <p>介護施設の利用状況と介護職員の待遇改善について。</p> <p>令和7年が団塊の世代が全て75歳以上になるという「2025年問題」が指摘されていることから、今後もさらに高齢化は進むことが予想され、介護サービスの利用増加のみならず、介護職員の不足も危惧されるところです。そこで、当村の入所待機数、うち緊急度の高い人数と、人材不足で空床となっている施設があるのかお伺いいたします。介護を必要とする高齢者とそのご家族が増える一方で、介護の職場で働く人材の不足が現場では一層深刻になると考えられます。また、介護職を目指す若い人が少なく、なおかつ、せっかく仕事についても長続きせずに辞めてしまうケースが多いと聞きます。介護職員の待遇改善は全国的な課題であ</p>

	議 長 柾屋村長	<p>りますので、国や県に介護職員の待遇改善を強く求めるべきと考えますので、村として、今後どう取り組んでいかれるのか。村長の考えをお伺いいたします。</p> <p>柾屋村長。</p> <p>4 番齊藤正明議員の介護施設の利用状況と介護職員の待遇改善についての質問に、お答えをいたします。</p> <p>まず、本村の入所待機者数についてでございますが、8月末時点ではねとり荘におきましては、村外施設に入居中の方で、村内施設にいわゆる戻りたい、入りたいといった方8名を含めて、12人の待機者がございます。そのうち緊急度の高いとされる方は2人となっていたようでございます。そのお2人の方にも、9月に空床が出たことから、すでに入所の打診をさせていただいておるようですが、状況の変化により、すぐの入所は希望しないとの回答を得ておるようございます。当然に時期によって変動もあるわけでございますけれども、私どもで報告を受けた今の数字では、緊急度の高い待機者なし、というふうなことで理解をさせていただいております。また、人材不足での空床については、うねとり荘において8月から短期入所生活介護10床の受け入れを休止ということになっております。これについて、担当課への連絡等ございまして、職員の病気休暇が重なるなどし、通常の3班体制が組めない状況に陥ってしまい、職員募集など緊急的な対応もしたんだけれども、確保に至らず、長期入所の80床への優先対応に注力せざるを得ない状況に至ったということで、10床の短期の方については受け入れを休んでいるというふうな状況のようございます。これにつきましては、病休者が戻ってきたりする状況にございますので、私どもへの報告では、間もなく3班体制が取れて、稼働できるというふうな状況が近づいているというふうなことで報告も受けております。</p> <p>あと議員ご指摘の人材不足、一層に深刻化しているものというふうに私どもも受け止めております。人材不足での運営による収入減への補助かさ上げや、人材不足を補うための施設設備への助成などに、可能な対応をさせていただいてもおりますので、今後も関係事業所、法人と連絡を密にし、人材不足への対応をしてまいります。</p> <p>なお、兼ねてより取り組んでいました、看護・介護・保育職養成奨学資金貸付については、今年度介護職の方、貸付を利用して入学をされてございますので、数年後には一応就業していただけるというふうな期待もしてございますし、先々の介護職確保のために、この制度の何でいいですか、勧誘といいますか、奨励といいますか、これについても努めてまいりたいというふうに思っております。</p> <p>次に、介護職員の待遇改善を強く求めるべきとのご指導についてでございますが、先般、7月末に行った町村会での政府予算編成並びに施策に関する要望におきましても、介護離職ゼロを達成するため、介護サービ</p>
--	-------------	--

	<p>ス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成や処遇改善など、介護サービスを支える介護人材の確保への引き続きの取り組みを要請しているところでございます。また、今後の取り組みにつきましても、議員もご承知のとおり、特に介護職につきましては、処遇というか、賃金以外の課題が多いところともいうふうにお聞きもしておりますところでございますので、介護職のキャリアアップ支援や職場環境の改善など、職員の働きやすさを向上させる取り組みを行った事業所に対する、介護報酬への上乗せ加算などもされる処遇改善制度もありますので、こういった制度の活用を推進しながら、普代福祉会とも連携を進めながら、さらに、可能な加算支援の導入も進めつつ、介護職員の確保そして待遇改善も併せて、進めてまいりたいということをお話しをさせていただきまして、答弁とさせていただきます。</p>
議長 齊藤議員	<p>4番齊藤議員。</p> <p>齊藤です。はい、ありがとうございます。介護施設の方でも、この介護人材スタッフ確保のためには、かなりいろいろ様々な方策、工夫をしているとは思いますが、やはり、どうしてもその聞いてみると、3K、4K、最近は5Kになってきてんだなあ、きついとか、危険とか、給料が安いという処遇待遇改善、いろんな面でこうできれば、この賃金格差といいますか、待遇改善の方、村の方でも県、国、関係機関、久慈広域、あとは広域連合と一緒にになって、底上げ賃金。できるだけこの人材確保については、いろんな方策があるとは思いますが、そこら村としてはどのような、考えてるか教えていただきたいと思います。</p>
議長 柾屋村長	<p>柾屋村長。</p> <p>そのとおり、人材確保もそうですし、それから現在働いている人の処遇改善、働きやすさの確保、そして離職ゼロといったようなこの取り組み。それこそ現場、福祉会さん、そしてそれを指導をして行く広域連合、そして村のいろんな支援といったのを組み合わせてやっていければなあというふうなことで、取り組みを進めてまいりたいというふうに思ってございます。</p> <p>私こう考えているのは、数字で言いますと、令和3年に1,095人いた65歳の方々が、令和6年には1,056人で40人くらい現在減少しています。普代村では。さらに、後期高齢者75歳以上の方となれば、平成29年ですけど、621名いたものが令和6年には577人で、7年でやはり40人くらい。ともに40人くらい減ってる状況でございます。従ってその全国的なことで話のある、増える増えるは、うちではもうそういう時ではなくてきてる。人数的には。ただ、家庭の事情とかいろんな状況で、その人数が減ることに比例して、その入所者が減るということはないんですけども、いずれ増え続ける状況は減ってきてると。久慈管内全体を見てみると、県の調査におきましても、高齢者的人口、久慈管内で令和6年2,056人でございますけども、予測とすれば、令和12年、</p>

	<p>6年後には959人ですから1,000人減ると。それからその10年後には3,500人減るといったようなことで、データ的には出ておりますけども。いずれ、人数が減っていくということで急激には増えない、むしろ人数が減る傾向にはあると、ただ、家庭とかいろんな状況で完全にそれが減少につながるということでもないわけですけども。いずれ、大きく伸びていくというふうなことには今現在、先々はないといった中で、何を言いたいかって言えば、要するにサービスの質のいいものを提供する。そういう人材を確保していかないと、普代のうねとり荘には広域管内で、申し込んでくれなくなっては大変なわけです。できるだけ質の高いサービスを今後も維持して是非、久慈管内の方でも、普代のうねとり荘に来たいという方が、どんどん出てくるように先々していかなければと。そういう中では人材の育成にもしっかりと取り組みを続けて、質の高いサービスをできる、それを持続できる体制を整えていかなければというふうなことで思っておりまして、そのための議員さんの指導でもあろうというふうに思いますので、今後もご指導に沿いながら、先ほどお話ししたように人材の確保、そして、その離職の防止、そのための働きやすい環境、あるいは処遇改善に取り組んでまいります。当然議員さんもお話しのように、村だけでそれができることでもないので、国を含め関係機関等々と一緒にやって取り組んでまいりたいというふうな思いでございます。</p> <p>4番齊藤議員。</p> <p>ありがとうございます。今村長さんが言ったように、第9期目の保険の計画ということで3年間の計画という、6年から8年ということで、令和22年ですか、これがピークということで。団塊ジュニアのこの世代が65歳になるのが22年ぐらいがピークだということで言われていますが、その時は2人に1人が高齢者になる見込みだということになります。それでこういったのも見越してですね、やはり、介護人材の確保のためにはできるだけ若い人たちを、久慈管内とか民間、近隣がどうに、給料が高いとかそういった条件、処遇、待遇が良いとこに行くようなんですけども、聞いてみれば。やはりある程度引き留めておいて、こういったのを村独自の、そういった処遇、待遇をひとつ村の方でも考えて、方策をですね検討していただきたいなあと思います。というのは、介護の今いるスタッフの皆さん、少ないことによって不足によってしづ寄せがきているんでなかなかあと思うんですよ。というのは交代制、24時間365日。日勤2交代、3交代ってあるわけですが、やはり不足によって介護の職員の人たちがどうしても残業、延長というような、勤務体制がなつていけばどうしても介護する現場の人たちに、かなり負担がいくんじゃないかなあと思うんですよ。そこらやはり、早めにこのピークを迎える前に、村の方でも早めにそういった確保をするためにも、人材確保の方を何とか検討していただければと思いますが、そこらへんひとつお願ひ</p>
--	---

	議 長 柾屋村長	します。 柾屋村長。 はい、お話し承りました。私が申したのはピークが、おら方の場合は正直過ぎてますよと。今度は次のステップに向けて、質とかそういった部分に対していかなければならない。ご紹介したように、人数的には下がってきてるというのが実態かなあというふうに、私把握しております。そしてですね、そのとおり賃金の面でも働きやすさの面でも、いろんな面でもこう、改善をしていくということ、そのとおりだと思います。私が直接に給料を決めている部分でも、それから勤務体制を決めている部分でもございませんけれども、そういったことについて法人等とよく話し合ったり、あるいは連合と他の事業所等々の比較等もさせた中での取り組みを、といいますか、私が決定するのではないで、いずれそういう改善に向けた、何て言いますか助言とか、そういうことをさせていただきますことは、そのとおりさせていただきます。
	議 長 齊藤議員	4番齊藤議員。 はい、ありがとうございます。そうするとですね、もう一度確認ですけども、待機者数というのは今現在何人ぐらいですか。お伺いします。
	議 長 柾屋村長	柾屋村長。 8月末で、例えばよその、青森県の施設に行っての方、帰りたいと言っている方々を含めて、12名ということで確認しております。そして、お話しがあったように、他の施設に入ってない人を含めれば4人ということで、そしてその中で、緊急度の高いという議員さんの話し、8月末には2人おったんですけども、その後空きが出るとそれぞれ相談して、緊急度の高い人から相談をしていくわけですけども、9月に入ってから2人くらい入所者が空床が出たので、相談をした中では、その緊急的な方というかそういう方についても、家庭でみるというのだと、ちょっと分かんないですが、それぞれの事情によって、当面は入りませんというふうなことを施設で確認をしているというふうなことでございました。
	議 長 齊藤議員	(「はい、ありがとうございます」と、齊藤議員)
	議 長 柾屋村長	4番齊藤議員。 今の人數というのは、緊急ということですか。緊急を要する人數ということ。私が聞いてるのは待機者。待機者ですね、例えば普代以外でも、例えば田野畠申請してたり、野田申請、久慈申請して、そういう方々の人數というのをお聞きしたいと思います。
	議 長 柾屋村長	柾屋村長。 そういう方で、12名というふうなことでお聞きしていましたが、ちょっと、
休 憩 再 開	議 長 議 長	すみません。暫時休憩します。 (10:58) 休憩前に戻りまして、会議を再開します。 (10:58) 松葉住民福祉課長。

	松葉住民福祉課長	今、村長の方でお話しさせていただきましたのは、うねとり荘への申し込みの方で、村の方ということでお答えしてございます。正直申しますとお1人の方がうねとり荘にも、野田にも田野畠にも申し込むということは確かにございます。今議員さんのおっしゃりたいのが、村っていうことでいきますと、村の住民の方、住所がある方ということでいきますと、70名というところまではいってませんが、うねとり荘に対して申し込んでいる方というのは、実際70人くらいは確かにいるかと思います。ただ、その中には、介護度が低い方とかで、どうしても優先順位的なものになると順位的には低い方っていう方もいらっしゃるかと思います。緊急性のあるという方では、先ほど村長もお話ししましたが、2名の方がいらっしゃいました。8月末ですけれども。でもその8月末でいらっしゃった2名の方に対して、お亡くなりになられたりとかで空床が出ましたので、そうしますと入所されませんかという案内はしているようです。ただし、その方についても緊急性のあるっていうのは、そのご家庭によって状況が違いますので、例えば、一世帯にお年寄りが2人いた場合などはどうしても緊急性が高くなるんですが、おひとり方がどっか別の施設に入ったりされると、1人はそのまま看るっていう場合もございますので。そういう状況、状況によって、そのお二方にはお声掛けをしたようですけれども、今いまはまだ入らないという状況だったようです。ですので、お2人の緊急性の方というのは解消されているのかなと思います。
	議長 齊藤議員	4番齊藤議員。 そうするとですね、5月時点ですと要介護1から要介護5までの人数が170人くらい、その時点ではいるそうですけども。この時点で、5月現在でだいたい76人待機者がいるということを聞いたものですから。そして、今課長さんが言ったように、普代だけでなくやはり他も申請なり申し込んで、久慈とか野田とか田野畠、岩泉。実質、そうすると普代だけというのは12名ということですか。そこら、確認、お聞きします。
	議長 松葉住民福祉課長	松葉住民福祉課長。 うねとり荘という施設につきましては、介護3からになります。1、2の方は基本的には対象にならない方です。入所になる方ですけれども。ですので、先ほど議員さんがおっしゃった介護1からということでなく、申し込みされる場合は介護3から5までの方が、基本的には申し込みをされます。うねとり荘さんの方で、入所待機者ということで70人くらいというお話しを受けたということですけれども、それは正直申しますと、岩手県内から全体から申し込んでる方、場合によっては八戸の方からでも申し込みをされてる方がいらっしゃいますので、それでの70人という形の人数かと思います。あくまで、8月末現在で村に住所を有する方の待機者というのは12名、そのうち8名の方は他の施設等に入所されている方ということになります。

	議 長 齊藤議員	4 番齊藤議員。 ありがとうございます。質問を終わります。
	議 長	よろしいですか。 (「はい」と、齊藤議員)
	議 長	それでは、齊藤正明議員の次の質問を許します。
	齊藤議員	4 番齊藤正明議員。 4 番齊藤です。 3 項目目をお願いします。 空き家対策の現状と支援体制について。 本村においても、人口減少や既存住宅の老朽化、社会的ニーズの変化等に伴い、空き家が年々増加していると思います。空き家の有効活用も含めた総合的な空き家対策の支援体制を今よりさらに推進していく必要があると考えます。増大の要因には、人口減少のほかに空き家を除去して更地にすると、固定資産税が高くなるから空き家の除去が進まない現状があると思います。今後への新たな特例の追加と更地となつた時の固定資産税の村独自の減免特例を設けること、相談・支援体制等の構築などが必要と考えます。このような背景の下、空き家所有者が所有空き家に対して自発的に売却や解体・除去ができるような支援体制に取り組んでいただきたいと考えます。既に村としても調査され、いろいろな対策も立てられ、成果も挙げられていると思います。そこで、次の項目についてお伺いいたします。
		①本村の平成 28 年度に実施した調査では、村内に 83 件の空き家が確認されておりますが、現在の空き家の現状把握と、空き家バンクの登録数と利用実績について伺います。
		②空き家解体促進のために、「住宅用地に対する固定資産税減免特例」について住宅解体解除した場合、村独自に負担軽減措置を設けることはできないか伺います。
		③村内の空き家は、今後もさらに増加していくだろうと思います。 今後の空き家の発生防止、空き家の利活用、既存の空き家バンク登録までのサポートとして、権利者に対する助言と支援体制の取り組みについて考えを伺います。
	議 長 柾屋村長	柾屋村長。 齊藤議員の空き家対策の現状と支援体制についての質問にお答えをいたします。 議員お話しのとおり、全国的にも空家数は、年々増加傾向にあります。平成 30 年から令和 5 年までの 5 年間で全国で 36 万戸が増加しているという状況にあります。参考までに、県内の状況でございますけれども、使用目的のない空き家は約 5 万 4 千戸ございまして、総住宅数の 9.3% というふうに、岩手県なつてございます。5 年間で 4 千戸増加しているという状況にもございます。

それで、個人財産であります空き家につきましては、所有者が適切に管理すべきであることを原則としながらも、村においては、空き家の利活用を促進するため、平成 19 年度から空き家情報バンク制度を運用しておりますが、「仏壇や家財道具など捨てられないものがある」、あるいは「好きな時に利用、あるいは処分できない」、などという所有者個々の諸事情や、あるいは活用には修繕の必要といったようなことで即時入居につながらず、制度が効果的に利用されていないと言えるところでもございます。

また、「固定資産税が高くなることが要因での空き家の除去が進まない」とのテレビ等々での報道ございますけれども、住宅用地の 1/6 軽減特例による住宅課税につきましては、空き家を除去し、そして家屋消滅届を提出した後の雑種地課税でトータル的な税金を計算しますと、宅地の評価額が都会などのように高くない普代村においては、固定資産税が高くなる状況ということは、生じない場合がほとんどというふうなことで承知をさせていただいております。そういうことを踏まえまして、質問にお答えをさせていただきますけども、まず 1 点目の、空き家の現状と空き家バンクの登録の利用実績ということでございますが、現時点での空き家の状況は、正確には把握していないのが実状であります。また、空き家バンクの登録数としては 2 件で、その利活用が進んでおりません。というのが状況でございますけれども、本年度のこの村の中での中期的な重点課題の取り組みの中では、空き家調査してから 8 年が経過しておりますことから、今年度中に空き家の実態調査を再度、状況を再度確認をする基礎調査を実施。また、基礎調査の進捗状況に応じた空き家の実態調査及び空き家等の対策計画を策定、さらには、空き家バンクの登録、そしてその利用の促進のための補助金の拡充といったことをするように担当課にお話しをしているところでございます。

よって今後も個人の財産である以上、最終的には、所有者の責任において管理など行うべきものであること、現にそういうふうな、現在元村地区でもそういうふうな取り組みを行っている方も散見されることも踏まえつつ、適切な空き家の活用が進んでいくような対策について、村でも努めてまいりたいというふうに考えさせていただいております。

それから、2 点目の税金との関係で、その負担を軽減したらということについてでございますけれども、本村では、取り壊して課税が 1/6 軽減がなくなつても、その前より高くなるということはほとんどない。都会でいけば、地価が高くて評価額が高いとこですと、6 分の 1 も大きいわけですけども、うちの評価額でいう 6 分の 1 は極めて住宅の部分の固定資産税額よりも少額にあるといったようなことで、それが逆転をするといったようなことがないというふうに考えておりますので、特段この議員からご提案の措置については、いますぐそれを実施するというふうな考えはないということでございます。

		<p>あと 3 点目の空き家の発生防止、それから利活用、それから空き家バンク登録までのサポートとといったようなことにつきましては、いずれ権利者に対する助言あるいは、支援の取り組みについてを含めて、先ほどお話ししたような利活用ができるだけ進むようなことを考えながら、しかも、所有者が最終的には適切に管理すべきであるということも踏まえながら、所有者と一緒にになって取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、県とか国のいろんな制度等のご案内についても、こちらからプッシュするような形でご案内もするなどして、取り組んでまいりたいということを申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>時間のこともありまして、大分割愛をしてお話しをしましたので、分かりにくい点もあるかと思いますけども、ご理解をいただきたいというふうに思います。</p>
	議長 齊藤議員	4番齊藤議員。
	議長 休憩	はい、ありがとうございました。今年、8年経過しているということで、これから実態調査、そして計画、登録バンク等、できるだけ支援体制の方ひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上、質問を終わります。
	議長 再開	以上で、4番齊藤正明議員の一般質問を終わります。
	議長 大上智議員	ここで暫時休憩といたします。 休憩前に戻り、会議を再開いたします。 次に、8番大上智議員の一般質問を許します。 8番大上智議員。 8番大上でございます。
		9月に入り朝は気温も下がり、秋の気配を感じる季節となったところでございます。今定期定例会後は政局においては共に類を見ない多数の候補者による立民の代表選、自民の総裁選、そして、それに続く新首相指名、また本県においては参院補選となり、11月には同盟国アメリカ合衆国の大統領選挙と続くことになり、本村においては、今月 27 日からのふだいまつり開催と、何かと気忙しい日程となっておりますが、それはそれとして、本年も豊漁豊作の実りの秋となってくれることを皆さま共々祈るところでございます。それでは早速ですが、議長のお許しを得まして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。
		1番目の質問は、ナラ枯れ被害拡大対策についてでございます。
		本村においても、ナラ枯れは令和 2 年頃から被害が確認され始めまして、当初は、主に沿岸部が被害範囲でありましたが、徐々に沿岸部から内陸部まで伝染拡大し、広範囲にわたり被害木が確認されるという深刻な事態になっておりますことは、ご承知のとおりでございます。同質問は、令和 4 年 9 月の第 7 回定期会時にも質問させていただきましたが、その後の状況の変化等を踏まえて、以下について伺います。
		1番、現時点での被害状況をどのように把握しているのか伺います。
		2番、国、県、久慈地区市町村・森林組合等で構成されております「ナ

	<p>ラ枯れ被害対策連絡会議」での、新たな対策等は協議されているものか伺います。</p> <p>3番、本年においては、素人目にも被害木が近くに確認できるように見受けられますが、今後において、森林環境贈与税等を投入した伐採・伐倒等の対策計画は練られているものか伺います。</p> <p>4番、岩手県全体への被害拡大を防止するためにも、国及び県に対して、県内4広域圏全体での会議等で協議し、補助金制度設計を要求すべきだと思いますが、見解を伺います。</p> <p>　　沼屋村長。</p> <p>大上智議員のナラ枯れ被害拡大対策についての質問にお答えをいたします。</p> <p>まず、ナラ枯れ被害の拡大の状況を私どもも正に、深刻な状況に至つておるものと認識をしてございまして、できるだけ早く拡大を阻止できないか、あるいはそれについての情報収集など行っておるところでございますが、全く思うに任せないといったような状況が続いておりまして、大変に申し訳なくお詫びもいたしながら、お答をさせていただきます。</p> <p>まず1点目の現時点での被害状況をどのように把握しているかでございますけども、県内のナラ枯れ被害の状況は県の地上調査あるいはヘリコプターからの調査によりまして行っております。令和5年、昨年でございますけども、県では、19市町村で被害が確認されておりまして、県内全体での本数だけにしますけども、約9千本と報告されております。</p> <p>本村の状況は、令和元年度に30本の被害を確認、その後、令和3年度には800本、そして令和5年度、昨年は150本を確認しております。</p> <p>今年度の状況につきましては、これから航空調査ということになりますので、ご理解をいただきたいと思います。</p> <p>それから2点目のナラ枯れ被害対策協議会での新たな対策等の協議でございますけれども、年に2回ほどそういった会議あるというふうに承知しておりますけども、今年は8月5日にございまして、森林総合研究所からのご指導などもいただいた上でございますけども、新たな対策・技術の提案はなかったというふうなことでお聞きしておりますが、改めて被害の拡大の阻止や被害木の利用促進についての目標などについての話し合いがされたというふうにお聞きしてございます。</p> <p>また、当村では黒崎地区で林業技術センターの協力をいただいて、防除実証試験を実施しておりますけども、その結果の報告をいただいても、なんていいますか成果効果ないと、拡大の防止に至るようなあればないというふうなことでお聞きしてます。それにしても、引き続きの諸々の情報収集とか必要な対策は講じなければということございまして、今後とも努力はしてまいりたいというふうに思っております。</p> <p>それから3点目の森林環境譲与税の投入によります伐採・伐倒の対策計画は練られないかといったようなことですけども、これまでナラ枯れ</p>
--	--

議長 大上智議員	<p>確認されましてから、元年から昨年までに 1,484 本、村では処理しております。そして今年度も春駆除で 70 本やって、これから秋駆除の計画を立ててやっていくというふうなことにしておるところでございます。</p> <p>いずれ再三になりますけども、本村を含め久慈管内、久慈広域全体として、この被害の拡大が止まらないという状況になっております。そういったことで、今後も、今活用している「森林病害虫等駆除事業補助金」これを利用した中で、特に公共施設周辺、あるいは道路沿いで、枯れて落って人が怪我をする可能性の高い恐れのある箇所等々を重点的にも駆除してまいりたいなあというふうに思っております。そしてですね、譲与税の投入につきましては、県で予算を取った補助が量が多くて全県の部分で間に合わないということで、各市町村の部分を補助率を目減りさせて、配分したりするようになっている傾向にもありますので、その目減り分にだけは譲与税を入れさせていただいて、取り組んでいきたいなあというふうなことで思っておりました。</p> <p>これまでの、元年から 5 年までの取り組みでは、その目減りした部分に対するものとして、78 万円をトータルで活用させていただいておりますけども、今後も、目減りした部分についてはそれをいれさせて取り組んで、いただかせていただければなあというふうなことで考えさせていただいております。</p> <p>それから 4 点目の補助金制度設計を要求すべきというふうなことでございますけども、これにつきましては、細かくは申し上げませんけども、個別にも、また、町村会などを通じましても、被害拡大の阻止を行うための、未発生地域に対する予防対策の強化、あるいは、被害木等の処理や被害状況などに応じた防除事業費の、さっきのように目減りすることなく、ちゃんと確保してくれといったようなこと、あるいはその駆除技術を開発をしてくれといったような、実効性のある対策を講じていただくよう、要望を続けているところでございます。</p> <p>その結果かもしれませんけれども、令和 6 年度、今年度は国の林業・木材産業循環成長対策交付金というのがございますけども、そのうちの森林健全化促進事業という部分が拡充をされまして、ナラ枯れ被害の蔓延防止を目的とする取り組みへの助成金が創設されたといったこともあります。今後も国等への要望を続ける中で、いずれその被害の抑制に取り組んでまいりたいというふうなことで考えさせていただいておりますことを申し添えまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>8 番大上智議員。</p> <p>前回質問時、村長より我々の希望的願望でありましたが、減少もしくは自然終息に反して、今現在、沿岸から山間地に拡大しているわけでございますが、このような被害拡大に対して、村当局への新たな住民からの被害情報及び所有者、特に林業関係者からの相談、請願・陳情は届いていないものでしょうか、伺います。ここにおいて、今一度質問させて</p>
-------------	---

	<p>いただきます。かつて沿岸部の被害木の状況は、現在は葉がまったくなくなり、枯れ木と化し、白木化し、目立たなくなつたところもございますが、県道、道端の被害木等、伐倒が必要な箇所があるように見受けられます。今においても残念ながら、本県において、民有林面積の約半分をナラ類を主体とした広葉樹が占めておる森林への大規模な得策等、有効な対処戦略はなく、これまでの地道な努力戦略で自然終息を待つほかないということでしょうか。本村においても、山を見渡しますと、被害木の範囲がその年の自然条件によるものか、病原菌、ナラ菌を媒介とするところの、カシノナガキクイムシの爆発的繁殖がなかつたものか、局部的範囲でもあるように見受けられますが、ちなみに、これまでの岩手県における被害発生調査報告の推移を見ますと、平成23年には県南の一関市、奥州市の2市だけであったものが、直近の令和5年度には19市町村に広がつておるようでございます。林業という生業は長いスパンで営まれているもので、我々にとっても永代までの森林保全の大切さはご承知のとおりでございますが、これについて見解を伺います。</p> <p>議長 柾屋村長</p> <p>柾屋村長。 お答えをさせていただきます。</p> <p>その終息の件でございますけども、私どもが県からご指導いただいたときには、宮古地域等の例をお示しをいただきて、7年から8年で終息する方向にあるというふうなことでご指導をいただいたところでございましたが、全く当たっていない状況。議員さんお話しのとおりの状況でございまして、非常にこう残念というか、どういった事情でそうなっているのかなあというふうなことで、大変困っているところでございます。いずれ、これは国、県の専門家のいろんな調査あるいは新しい防除技術、その企業等と連携をして進めていかなければなあというふうな思いでもおり、いずれ、私どもも調査あるいはいろんな被害木の利用等には協力をして、そういったことに支援をしてまいりたいというふうに思つておりました。それから、お話しのあった森林所有者等から、あるいは森林所有者でない一般の方からも、「この状況はどうなってるんだ、何とかできないのか」といったようなことで、私のここにも電話が入りますし、当然担当課の方にもたくさん入っているというふうな状況でございます。いずれ、さつきもお話ししたように、申し訳ないんですが、個人の広い山の中で、ポツン、ポツンとう出て見えるのの処分というのは実際できないところでございまして、例えばその村道沿い、あるいは堀内で間もなくやると思うんですけども、岸里さんの前付近でも国道に覆いかぶさって、枯れてくれば危ないといったようなもの、あるいはふれあい公園の中で、木が枯れて落ちてくると子どもたちが危ないといったような連絡があったものについては、対応をさせていただいておるというふうなことを続けているところでございます。何といいますか対処しかしていないということで、前向きな取り組みが出来ないといったのが</p>
--	--

	<p>現実ですけども、現段階ではいずれそれを進めていかなければなあといふうに思っております。あと、議員さんもご指摘のように、こういった事態、森林、林業、そしてその所有者はもとより、特にその環境、景観といったようなことへのこの思いをはせる今の時代では、大変な時代だなあというふうなことで受け止めておりまして、お話ししたように、我々も一生懸命な取り組みを行っていきたいなあというふうに思っております。</p> <p>あと、何のせいなのか、今ナラ枯れでなく、その道路脇のハンノキに、ハンノキハムシというのが2、3年のペースで非常に多くなって、道路脇がその状況も見受けられます。ナラ枯れとハンノキが枯れるのと区別をして見ていかなければならないわけですけども、いずれその、ハンノキの場合は2、3年でということですので、早くそういうふうにナラ枯れの方もそういうふうに向かってくれればなあといったようなことで、村内を走る際には気を付けても見ております。いずれ、議員さん方からも危ないといったような個所については、ご指導をいただいて、我々のそういったことへの取り組みを促していただければなあというふうに思っております。</p>
議長 大上智議員	<p>8番大上議員。</p> <p>非常に申し訳ないです。勉強不足で道路脇の枯木はてっきりナラ枯れの影響だと思ってて、かなりもう枯れもきてで、道路にこれが倒れてくれれば大変だなというようなこともあったりしてて、その件についても勉強させられました。それから、素人考えでいけば、自然に次から次にその虫が飛び歩いて、被害木を増やしていくと。それよりは何か、以前も話しがあったんですけど、おとりのなんか部材っていうか木っていうか、それで集めた方が素人考えとすれば、待ってるというのも語弊ですけども、なんか集中して何万匹か何十万匹か、そのおとり木に来て、ある程度拡散を防ぐというような技術も今の時代出来そうな気がしますので、そのへんもその研究所なり、何なりに相談かけて、村長の方はよろしく対処をお願いしたいと思います。</p> <p>以上、1問目を終わります。</p>
議長 大上智議員	<p>8番大上智議員の次の質問を許します。</p> <p>8番大上智議員。</p> <p>2番目の質問をさせていただきます。</p> <p>村の農業・農地の実態についてでございます。</p> <p>昨今、気候変動によるところの、作物の不作が話題になっているところでございますが、普代村の農業・農地の実態について以下伺います。</p> <p>1番、農地パトロール等の調査活動から把握している、遊休農地及び作物の栽培が出来なくなった「荒廃農地」のうち「再生困難」と判断し、「非農地」とした面積の推移はどのようなものか伺います。</p> <p>2番、農地利用の将来像を明確化するための「地域計画」の策定は、進</p>

	<p>められているのか伺います。</p> <p>3番、農業の衰退は「食糧生産」以外にも、中山間地域の衰退による自然環境全体のバランスが崩れることも懸念されるところでございますが、遊休農地等のこれからの利活用についての見解を伺います。</p> <p>高屋敷農業委員会会長。</p> <p>それでは、大上智議員の農業・農地の実態についての質問にお答えします。</p> <p>まず1点目の遊休農地や作物の栽培が出来なくなった荒廃農地のうち、再生困難と判断された非農地の面積の推移についてでございます。</p> <p>農地制度の適正執行や農地の有効利用の促進を図るため、平成11年から組織運動として、農地パトロールがスタートし、その後平成21年から農地法改正により、農業委員会は毎年1回農地利用状況についてのパトロールを行なわなければならぬとされました。</p> <p>本村農業委員会においても、年1、2回のパトロールを実施しているところでございます。昨今の農業委員会の議案が、相続の件がすごく多くなっております。ふるさとを離れた普代地主が多くなっております。農地は使わない期間が長くなればなるほど、元に戻すのに非常に難しくなります。使わない農地、使いにくい農地が増える中で、パトロールを強化し、非農地判断を実施していきたいと思っております。</p> <p>さて、お尋ねの非農地の判断でございますが、再生困難とした非農地面積の推移は、平成27年度23.8ha、令和2年度30.6ha、令和5年度荒廃農地61.9haのうち35.5haが非農地判断とされており、村農地面積368.2haのうち、9.6%が非農地と判断され、この非農地判断は年々増加傾向にございます。また、本調査結果は、村当局へ隨時報告していることを申し添え、答弁とさせていただきます。</p> <p>なお、お尋ねの2点目、3点目の件につきましては、村部局の所管業務となっておりますので、村長より答弁をさせていただきますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>上戸鎖農林商工課長。</p> <p>大上智議員の村の農業・農地の実態についての、2点目と3点目についてをお答えします。</p> <p>2点目の、農地利用の将来像を明確化するための地域計画の策定についてであります。今後高齢化や人口減少により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが心配しております。このような地域の課題を解決するため、令和5年4月農業経営基盤強化促進法が改正され、市町村において令和7年3月末までに地域計画を策定することが義務付けられました。本村においても本年の策定を目指し、現在各総会、座談会等で農業者等の意見を伺い、素案づくりを進めていくこととしております。地域での意識醸成や体制づくりを推進し、10年後を見据え目指すべき農地利用の計画の作成ができるよ</p>
議 長 高屋敷農業 委員会会長	
議 長 上戸鎖農林 商工課長	

	<p>う取り組んでまいります。</p> <p>3点目の遊休農地等のこれから利活用についてですが、農業を取り巻く環境は、農業従事者の減少に加え農業資材等の高騰など依然として厳しい状況が続いてございます。遊休農地の再生と利活用を推進するためには、地域の話し合い、新規参入の促進、農地中間管理事業の活用等により、遊休農地の発生防止と農業的利用の推進を図るとともに、それが当面難しい遊休農地については、省力的作物の豆類などの導入や地域でひまわりや菜の花などの景観形成作物等の栽培を進めることにより、持続可能な農地の利活用を図る必要があります。関係機関、団体、農業委員会との一層の連携を図り、農家とのご理解とご協力をお願いしながら取り組んでまいりますことを申し上げ、答弁といたします。</p>
議長 大上智議員	<p>8番大上智議員。</p> <p>農業委員会においては、年1回か2回か分かりませんけども、その就農フェスっていうか、それにまあご参加してそれなりの普代の農地についての、農業についてのあれをやっていただいていることに感謝申し上げます。これは事前通告していない事項ですので、この場での答弁が可能なら伺います。</p> <p>来年度、令和7年度、長年の債務負担が終了する約100億円を費やした、県営普代地区農地開発事業で造成整備した農地の利活用についての見解を伺います。</p>
議長 上戸鎖農林商工課長	<p>上戸鎖農林商工課長。</p> <p>県営農地開発事業の今後の活用についてというご質問でございますが、現在、和野山、黒崎、向野場工区の3地区で、営農が行われてございます。和野山地区については、95%以上、黒崎地区は70%以上、向野場が約50%くらいの現在の利用率となってございます。</p> <p>その中でも和野山、黒崎につきましては、何て言つたらいいのでしょうか、申し訳ございませんと言つたらいいのでしょうか、村外からの営農の方もおいでになっておりまして、その農家の方々からも一生懸命その農地の活用をいただいているところでございます。その村外の方々は正直うまく営農が行われてございますので、何とか村でもそういう農家を見習いながらでも、大規模にやらなくても小規模でもそういう農家が生まれてくることを今も願っておりますし、そういうふうに推進してまいりたいと思ってございます。以上です。</p>
議長 大上智議員	<p>8番大上議員。</p> <p>今課長がしゃべったのも理解した質問だったんですけど、あくまでひとつ区切りとして、来年債務が終わるっていうので、もちろん現在、特に和野山の方でご使用いただいている人の、借りてる権利っていうのが強いことも以前村長からもお聞きしたことございますが。それでも一応村の財産としてやった事業ですので、今課長が答弁してもらったとおり、少しずつでも努力してもらって、できれば元をとれと言えば語弊が</p>

			あるかもしれませんけど、やっぱりそれなりのあれでだんだんと範囲を広げて、普段の農業の方に貢献というか、そういうふうにやってもらいたいと思います。これで以上、終わります。
休憩再開	議長		ここで暫時休憩といたします。 (11:52)
			休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (11:52)
			大上議員の3番目の質問と4番目の質問は、午後からといたします。それでは、これにてお昼にしたいと思います。
休憩再開	議長		1時から再開いたします。 (11:52)
			休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (13:00)
			8番大上智議員の3番目の質問を許します。
			8番大上智議員。
	大上智議員		3番目の質問は、村のデジタル化推進についてでございます。
			全国の自治体等において、各分野におけるDXの推進に向け、努力している状況ですが、以下について伺います。
			1番、4年度予算でAI・RPAシステム導入に向けた自動化等の作業効率の改善、DXの推進の検討・課題調査を行い、5年度にAI・RPAシステムを活用した業務改善を行っていくとなっていたものが、6年度当初予算では、システム利用料が皆減となっておりますが、DX推進によるところのデジタル化についての見解を伺います。
			2番、庁内業務においてDX推進によるところの職員等の業務軽減等改善事例等を伺います。
	議長		柾屋村長。
			大上智議員の村のデジタル化推進についての質問にお答えをいたします。
			まず1点目でございますが、本村では令和4年度に県が実施をした「AI・RPA導入に向けた課題調査事業」のモデル市町村に応募し、AI・RPA導入に向けた検討を行い、結果としては小規模自治体の場合、費用対効果はあまり高くないという結果ではございましたが、将来的な人口減少や職員数の減少等も見据えた中で業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの向上につなげることを目的とし、議員からもお話ししがあったように、令和5年度当初予算にAI・RPAシステム利用料198万円を予算計上し、繰越事業とはなってございますが、現在も継続して取り組んでいるところでございます。
			そして令和6年度につきましては、この繰り越して事業の進捗状況も含め、システムを利用する職員の理解度も高めていく時間が必要というふうなことから、6年度当初予算への予算計上を見送ったところでございます。そして、今年8月に行った村政の中長期・重点課題に係る庁内協議におきまして、このことも話題とさせていただきまして、令和5年度の繰越事業としている対象業務などの洗い出し作業を、令和6年度内にしっかりと目途を付けた中で、令和7年度以降のAI・RPA関係予

	<p>算の確保等に向けた検討をするようにというふうなことで担当課に指示をしたところでございます。</p> <p>今後もデジタルを活用した業務の効率化を進め、人的資源を行政サービスの向上につなげられるようDXの推進に着実に取り組んでまいります。</p> <p>次に、庁内業務におけるDX推進によるところの職員等の業務軽減等改善事項のご質問でございますが、ご案内のとおりこの件には、本年4月から地域活性化起業人制度を活用して、村で取り組んでいただいている東京都のタオソフトウェア株式会社の杉山さんに一緒にやって取り組んでいただいているところでございます。</p> <p>杉山さんには、AI・RPAシステム導入の検証、それから本年10月に予定されている村のパソコン端末の一斉の切り替え、あるいは国、県、市町村間だけを専用で結ぶシステムLGWANというシステムがありますけれども、これが4次の分から第5次に改革になるというこれの移行支援などの作業をはじめ、いずれ各課等ともいろんな困りごとなどを相談いただきながらデジタルの活用による業務内容の改善、支援に頑張っていただいているところであります。そしてその中でのご質問のそのどういったことが事例として出たんだというふうなことでございますけども、上半期では、保健センターでの「各種がん検診」の際の受付業務をバーコード化し、受付時の受診者の待ち時間短縮と職員の受付業務の軽減を図っており、次年度以降の継続性も考慮しながら取り組んだところでございます。また、現在、紙ベースで運用しております職員の時間外勤務あるいは年次有給休暇の申請・承認などの勤怠管理のシステム化に向けた実証試験環境の構築なども行っておりますし、住民向けとしては、子育て世代など若者世代に対し、村が補助する事業に係る電子申請導入の仕組みなどの検証も行っていただいているところでございます。</p> <p>いずれ、今後も杉山さんも3年間いるということでございますので、杉山さんの専門的知見も活かさせていただきながら、職員個々のスキルアップも図り、住民サービスの向上といったことを進め、庁内業務の向上も図ってまいりたいというふうに思っておりますし、引き続き村全体のDXの推進にも着実に取り組んでまいりたいと思っておりますことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>議長 大上智議員</p> <p>8番大上議員。</p> <p>本村におけるデジタル化は、目的のための必要性に駆られてデジタル化のため、庁内において検討された業務の具現化された政策立案からスタートし、その実行実現のため政府のDX推進政策に乗じて施行しているものと思いますが、それによる仕事の効率化、業務の軽減化、つまり働き方改革に、よりメリットを見出すためのDX推進のため、本年4月より先ほど村長が話しました地域活性化起業人として、杉山氏を委嘱しておるわけですが、活動を推進してもらい任期中にあくまで職員との</p>
--	--

	<p>共同作業によるところの更なる業務のデジタル化のためにも、現場の意見を聞きながら専門会社との提携強化による一層のDX推進を図り、業務の軽減化、スリム化、スピード化により余裕ある自治体本来の姿を取り戻し、村民が求める施策立案の実行、実現に取り組み、これまで公務員としての職務内容として依然として存在していると思われるいわゆるブルシット・ジョブ、つまりクソどうでもいい仕事の削減に努め、離職要因のひとつとなりえる仕事の中身を再構築し、ワークエンゲージメント、つまり、やりがい、活力、熱意、愛着を高めるべきだと思いますが見解を伺います。</p>
議 長 柾屋村長	<p>柾屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。</p> <p>議員おっしゃるとおり、国が策定をしております自治体DX推進計画の中で、我々自治体が取り組む施策等として6つの重点取り組み事業が示されております。その中のひとつに、今ご質問いただいているAI・RPAの利用促進によりまして、DXの推進をした中で、住民サービスを向上といったようなことに取り組めというふうなことでありますので、お話しのように基礎的作業っていうか、基礎業務といったようなものはできるだけデジタル化、DX化を進める中で、それこそ最も我々が取り組まなければならないそれぞれの時、あるいは状況に応じた諸々の課題解決への施策提案と、それからその実行といったことにより一層の力を入れてまいれるように取り組んでまいりたいと思っております。</p>
議 長 大上智議員	<p>8番大上議員。</p> <p>結局このDX推進により、ある程度先ほども言いましたけども、本来の公務員としての業務っていうか、そっちの方にいくらかでも現在の作業を効率アップによって、余裕を持った業務をしてもらって、そして本来の公務員があるべき姿っていうか、住民のためにいろんな施策を練るとか、そういうふうな方に力を注いでもらいたいと思います。今のこの村全体の停滞感っていうか、打開策、打破策は役場職員チームによるDX活用によるところの余裕を持った施策、そういうふうな施行の方に、もっともっと時間を割いてもらって、結局そっちの方に力をいれればまたその業務の方の軽減化にちょっと反するところがあるんでないかっていうあれもあるとは思いますけども、そのへんはなるべく何のためのDXっていうか、あくまでも時間的な余裕を作るためのDXと考えてもらって、本来の方の住民とともに歩むっていうか、もっと住民の方に飛び込んでもらって、いやこういうふうな政策を取ってもらいたいというふうな、本来の公務員のあるべき姿を取り戻すっていうか、今それをやつてないかと言えば、それも非常に失礼な話だと思いますけども、とにかくそういうふうな全体の、村全体の停滞感というかそれの打破にはやっぱり、役場職員チームによるDXの利活用によるところの積極的職場環境の一新からだと思います。いろいろ役場環境、職場内の環境をDX</p>

	<p>やる事によってもっともっといい環境にしてもらいたいと思いますので。そのへんはあの職員の皆さんに大いに期待するところでございまので、よろしくお願ひしたいと思います。以上で、3番目の質問を終わります。</p>
議 長	<p>大上智議員の4番目の質問を許します。</p>
大上智議員	<p>8番大上智議員。</p> <p>4番目の質問は、災害時の井戸活用についてでございます。</p> <p>能登半島地震での上水道断水の経験を踏まえ、政府は災害で断水した際、地下水を活用できるよう事前の準備等を促すため、本年度末を目途に自治体向けの指針を作るようですが、本村の「防災井戸」調査について伺います。</p> <p>本村においては給水災害に備え、現在使用しているものを含めて、既存の生活用水に使用した井戸等の水量・水質等の有効性調査を実行すべきだと考えますが、見解を伺います。</p>
議 長	<p>柾屋村長。</p>
柾屋村長	<p>大上議員の災害時の井戸活用についてのご質問に、お答えをします。</p> <p>災害発生時において、住民の生命及び日常生活を守るための水の確保、極めて重要と、議員おっしゃるとおり捉えております。</p> <p>村では、地域防災計画による備蓄計画で飲料水の1,500リットルを備蓄するとともに、村民の皆さんにも3日分くらいの飲料水の備蓄をお願いをしていただいているところでございまして、緊急時の飲料確保について、それにより取り組んでいるところでもございます。</p> <p>一方、長期の断水が続いた場合の洗い物や洗濯、トイレなどの生活用水の確保につきましては、その災害の状況、被災の状況にもよりますけども、自衛隊の派遣要請、あるいは協定を締結している市町村等への応援要請により、給水車の運用などを含めて、随時その時その時適切な対応を期してまいりたいというふうに考えております。</p> <p>そして、議員お話しのとおり、国では災害時の井戸活用について、令和6年度中、本年度中に自治体向けのガイドラインを策定することとしており、本村も災害時の生活用水等々の確保のため、井戸の活用も大変重要な選択肢の一つとしていかなければというふうに考えさせていただいております。</p> <p>そして、全国的には市町村の区域内にある井戸について、市町村が「防災井戸」というふうに指定をしまして、ポンプの新規設置や交換、ポンプの修繕等の経費を助成する取り組みや井戸の維持管理費用を助成する取り組み等も行われているところもあるというふうに承知をしておりますが、井戸の活用によるリスクといったものも、また一方であるところでございますので、この部分はもうちょっとで国のガイドラインができるというふうなことでございますので、そのガイドラインを参考にしながら、今後災害発生時の生活用水の確保について、引き続きの検討を進め</p>

	議 長 大上智議員	てまいりたいというふうに思っておりますので、その際は議員各位ともまた相談などもしなければというふうに思っておりますので、引き続きのご指導もお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。 8番大上議員。 今答弁いただいたように、これから指示なりが國の方から来ると思いまし、またそれに基づいて、必要性に応じてそれなりの検討をして、施策を練つてもらいたいと思います。以上で、私からの質問を終わります。ありがとうございました。
	議 長 金子議員	以上で、8番大上智議員の一般質問を終わります。 次に、1番金子泰男議員の一般質問を許します。 1番金子泰男議員。 1番金子でございます。 私は、老人福祉対策とうねとり荘、くろさき小規模多機能ホーム介護スタッフ不足についての質問をさせていただきます。 福祉元年ともてはやされたのも今は昔、国の財政が窮迫の度を加えるに従って、自治体による福祉行政も後退しているのが現状ではないかと思います。こうした中で私は老人福祉対策、併せてうねとり荘、くろさき小規模多機能ホームの介護スタッフ不足の問題について、村長の率直な所信をお伺いいたします。
		お年寄りはどこで生活をする事を望むか。また、どこで生活することが幸せか。それは家庭であると思います。家族と起居を共にすることが最高であることは論を待たないところであります。しかし、現状はどうか、扶養者がいない。また、少し日常生活に支障を生ずるようになると老人ホーム、あるいは特別養護老人ホームに入所させるといった実態にあるのではないかと思います。
		老いても健康でありたいというのは本人はもとより、家族の願いでもあると思います。こうしたことから、私は健老者を対象とした健康増進を目的とする施設を開設してはと考えるわけですが、村長はいかがお考えかお伺いいたします。
	議 長 柾屋村長	次に、老人福祉施設うねとり荘、くろさき小規模多機能ホームでの介護スタッフ不足が言われておりますが、両施設は将来においてもなくてはならない不可欠な施設であるわけで、介護スタッフ不足は深刻な問題であるわけですが、両施設と村との話し合い等は行われていると思いますが、介護スタッフ不足解消のための具体策は出ているのかどうかお伺いをいたします。 柾屋村長。 1番金子泰男議員の老人福祉対策、うねとり荘、くろさき小規模多機能ホーム介護スタッフ不足についての質問にお答えをいたします。 まず、ご指導いただきました健老者を対象とした健康促進を目的とする施設についてでございますが、具体的につめて検討したといったよう

議長 金子議員	<p>なことではございませんが、他市町村の行政視察等で類似的な施設を見学させていただくたびに、利用者数のこと、それから専門職員等の配置のこと、そしてランニングコストを含めた費用負担のことなど考えない中では、本村にも小さくとも、健康づくりや健康寿命の延伸あるいは福祉面の増進といったようなことでの施設があればいいなというふうなことで思ってきているところであります。</p> <p>原課での当面の取り組みとしては、各地区の公民館などを利用したサロンへの活動助成金により、既存の施設等を有効活用した高齢者の通いの場づくりへの取り組みをさらに強化してまいるといったようなことで、考えさせていただいております。</p> <p>次に、うねとり荘、くろさき小規模多機能ホームでの介護スタッフ不足についてですが、普代福祉社会さんと村との話し合い等については、正副の施設長さんと村の担当課長、課長補佐レベルでの情報共有や解消への検討などは、都度行なっているところでありますし、私の方にも理事長が来庁し、状況の報告と協議などもいたしておりますとございます。</p> <p>その中で一例として、今年度の始めにおいての理事長からの報告などでは、人材不足により休止せざるを得ない部門もあるかもしれませんと。でなければ、本体の長期の80床にも影響が出かねないなど、状況を詳細に説明をさせていただいた上でごしましたところです。いずれ、人材確保に協力し合って取り組むこととした中でございましたし、くろさき小規模の人材配置も厳しいといったようなこと、さらには専門職の減になれば当然報酬も減になって、経営的にも厳しい面も続くといったようなことで、数年前から行っております運営支援の強化につきましても、引き続き諸かさ上げ助成を含めた取り組みを継続する中で、支援をしてまいりというふうなことの対応を続けることで、話し合ってもいたところでございます。</p> <p>今後も、病休などの休職者、あるいは退職者が多くなっているという現状を踏まえまして、体それから心の負担軽減のこと、そして働きやすい環境づくりのことなどにも、鋭意取り組んでいただきたいといったようなことを、私からもお願いをさせていただくなどしておるところでございます。そういう取組み今後も密接に連携をとりながら、進めてまいりることを申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>1番金子議員。</p> <p>はい、ただ今老人福祉そして、うねとり荘、くろさき小規模多機能ホーム介護スタッフ不足について、ご答弁をいただきました。</p> <p>人間誰しもが老いてくるわけでございます。しかしながら、老いても健康でありたいということは誰しもの願いであると思います。そして、健康で家族と起居を共にすることが、最高であることも誰しもが思い考えていることだろうと思います。こういったことから、私は健老者を対</p>
------------	---

象とした健康増進を目的とする施設を開設をしてはといったような、質問をさせていただきました。今、答弁の中で村長さんも各地域のサロン活動の部分もお話しをいただきました。今各地域で、全体ではないんですが、サロン活動等を行っております。ここにおいて、いろいろと、5人、10人、15人と集まる中で、集まった方々がいろいろと日頃のお話しをされる、あるいは世の中の話をされる、あるいは病気の予防等についてもいろいろお話しをされる、そして時にはゲーム等を楽しみながら健老者としての運動等も行うといったような、取り組み活動を行っております。そういった中で、やっぱりこういった集まることがいろいろな予防効果にもつながってくると思います。例えば、痴呆の予防、あるいは病気の予防、その事が健康の維持につながってくるんだろうと思いません。私はこういった活動の中で、村としてこういったサロン活動の中に、年に1回でも2回でも専門的な知識を持った方を呼んでいただく、そして皆さん方にいろいろと病気の予防についてはこうなんだ、あるいは痴呆の予防はこうなんだ、あるいは健康になるためには健老者としてただ運動するだけでなく、健老者としての運動の仕方等々、いろいろあると思うんです。そういったその専門的な方から、お話しをいただくことによって、いろいろなこのサロン活動以上の効果、成果が出てくるんだろうと思います。そのことが、全体的に健康維持につながるわけで、健康維持につながるということは将来的にみれば、村の医療費の抑制にもつながってくるだろうと思います。そして、健康維持につながって健康になるということは、家族と起居をともにする時間も長くなるわけでございます。今、ちょっとしたことで老人ホームといったような、こういった施設に入所させなければならないという期間が少しでもこういった健康維持が保たれることによって、短くなるといったようなことも考えられるわけでございます。そういった意味において、健老者を対象とした健康増進を目的とするこういった活動が、私は老人ホームと在宅との中間的な存在として、将来本当に必要になってくるのではないかと本当に思います。是非とも、こういった健康増進の活動に、村としても一層力を入れていただきたい。そのことが、村民の皆さん方の健康、長く健康でいられるそういう秘訣にもなると思うんです。この部分、再度お聞かせをいただきたいと思います。

それから、2点目の福祉施設でありますうねとり荘、そしてくろさき小規模多機能ホームでの介護スタッフ不足についてもご答弁をいただきました。本当に今一番、普代福祉会が悩んでいること、介護スタッフ。このことによって入所者、利用者のサービス低下につながっているということでございます。そして2つ目が、介護スタッフ不足によって今働いている介護スタッフの皆さんの負担が増していないんだろうかという心配。そして、介護スタッフの負担が増えることによって、スタッフが辞めていっていないんだろうかという二重の心配をするわけでございま

議長 柾屋村長	<p>すが、こういった部分の話し合い、どのようになってるのかなあと思います。この入所者、利用者のサービス低下はもうすでに村長さん答弁のように、うねとり荘本体がショートステイが受け入れをストップしている状態。そしてうねとり荘、くろさき小規模多機能ホームとも、訪問介護が制限をされている状況だと聞いております。そしてこういった介護スタッフ不足の状況の中で、洋野町では老人福祉施設が新しく令和7年4月1日に開所予定であるといったように聞いております。この開所されるということは、久慈広域の普代村として、非常にありがたいといったようなことでございます。ありがたい、本当にいいことなわけですが、一方で、今介護スタッフ不足が深刻な状況の中で、こういった新しい施設ができることによって、益々スタッフ不足が心配になるのではないか、懸念をされるわけでございます。そういう部分、広域として、やっぱりこういった施設を開所予定計画を立てられる時には、スタッフ不足の不足が出ないような、そういうたたかいでござります。そして、もうこの普代福祉会、利用者各位ということでサービスの利用制限、お知らせが回っておる状況にあると聞いております。一部紹介をさせていただきますが、「現在社会福祉法人普代福祉会が提供しております各サービスについて、各事業所とも介護職員に欠員が生じており、これまでのサービス提供体制の確保が大変難しくなっております。職員確保のため、ハローワークをはじめ、職員募集を行っているところではありますが、採用までには至らず、慢性的な人材不足が続いております。このことから、これまでのサービス供給体制を維持することが大変厳しい状況となっておりますことから、今後当面の間、各サービスにおいて利用制限をさせていただきます。」というような文書が、もう家族宛に出ておる状況にあります。やっぱり早く、この介護スタッフ不足を解消していただきたい。これが長く続くようであれば、うねとり荘本体、そして小規模多機能ホーム両施設とも入所者の制限もしていかなければならない、そういう事態になるのではないかというような大きな心配、懸念を持つわけですが、村長さんいろいろこういったことは、いろいろ相談等もしながら分かっていると思うんですが、考え方をお聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>柾屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。</p> <p>まず1点目の健老者を対象としました健康増進の活動の一層の強化といったようなことについてでございますけども、正にありがたい提案で、その効果等も先々へもつながるといったようなことで、私も理解をさせていただきます。新年度の予算の時に、少し久慈広域連合での諸事業ありますので、そういうことの動員の検討もしながら是非取り組んでま</p>
------------	--

いりたいというふうなことで、考えさせていただきます。今、手っ取り早く考えているのは、全村を対象にするものを議員さんおっしゃるような専門的な方のご指導も含めて、あるいは風呂に入ってリフレッシュもしたり、何かこうみんなで話し合いをしたり、楽しんだりといったようなことで、先ほどお話しした事業、広域連合にありますので、それをくろさき荘と原課で取り組んでやりましょうというふうなことをお話ししてありますので。いずれ、その取り組みを促進をしてまいりたいというふうに思っております。いずれ、連合の事業分からもらう補助ですので、手出しへは村の十何パーセントといったようなことだと思いますので、そういういた取り組みができればなあということで、検討してまいります。

それから、スタッフ不足での協議の件、相談の件でございますけども、先ほど詳しくお話しできなかつたんですけども、間もなく復帰をする方を含めまして、4人くらいが怪我を含めて病休であった状況で休職というふうなこと、そして更には休職が切れて、いったん退職をしなければならない方、2人あったということで、計6人くらいの不足といったようなことで、同僚議員の質問にもお答えしたように3班体制が出来なくて、いずれショート10床休んで、そしてロングの部分80床をまずはしっかりと、途中で出すわけにいきませんので、そっちの方をしっかりとやるということで。先日受けた報告では、間もなくそこらも復帰がかなってきて解消になるというふうなことで、私のとこでは聞いております。それから、うねとり荘と違いまして、くろさきの小規模多機能につきましては、地域密着型でございますので、なんぼう隣の北山でも、それから野田でも入ることができない。村内だけの地域密着の施設というふうなことになりますので、今18人定員で、途中ご案内のように増やして、定員増をしまして18人で運用しておりますけども、人数的に今15人でやっているというふうなことで、これが要望があればまた足していく、増えていくという状況にあるといったようなことでございます。いずれ、総合的に人員不足の解消それから、職員の中のいろんな資格取得者の部分も含めて、不足を解消していかなければ、人数だけではご案内のように報酬の減が続く。サービス料の受け取るのが少なくなるといったようなことがありますので、そういったことも含めて、そういう厳しい状況の時には村が前にも支援をしておりますけども、その部分を継続するといったようなことで取り組んでまいりたいというふうなことでございまして、くろさき小規模につきましては、具体的な話もいただいた8月末くらいで、去年あたりは相当の収支不足があったんですけども、それが200万くらいに収まってますまず順調ということで、あとは復帰する職員達がうねとり荘含めて出してくれば、何とか順調になるというふうなことで報告を受けて、相談もしているところでございます。

で、状況の当然、報告等だけでなく今後どうするんだといったようなことも話し合っておりまして、私の方からは、病休者等の早期の復帰の

サポートこれも大事でしょうし、それから、そういう方を出さないような取り組みも当然大事だろうといったようなこと、お話ししてございますし、あとは斡旋業者に当然お願いしてるわけですけども、話しがあるまで待ってたら駄目でないかと。行って、どんな方が申し込んで、額を聞き出して、そしてそこさ当たる、それこそ自分達からアプローチする形の確保といったのにも取り組んでいただきたいなあというふうなことをお話ししました。あと、可能か可能でないか、私の方からは外国人の研修生制度についても活用も検討していったらということで、実際理事会等でお話し合いもいただいたようですが、やっぱり雇用期間が限られている。かといって、別に割安でも自然ないと。それから、いろんな世話等をするについて、職員等が付かなければならぬ、指導等に。そういったことで、なかなか難しい面もあるといったようなことで、今ちょっと再検討というか、継続検討というふうなことになっておるというふうな状況というふうに、承知もしておるところでございます。いずれ、今後も連絡を密にして、取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、洋野町での施設増の件ありましたけれども、首長会議でも、介護保険の計画の中では、どこの施設どこの自治体に何が出るといったようなことを説明を受けております。洋野町の件についても了承をさせていただいております。議員さんおっしゃるように、全体的に増えしていくところ等々の場合には大変いいこともありますし、一方、広域であれば各市町村の保険料、皆の保険料にも関わって来ること、またお話しのように介護スタッフの件も当然出てくるといったようなことの中で、我々もいろんな見地からのお話しをしてございますけれども。きっと計画は計画として、やれない可能性も当然出てくる。これからのことですので、そういった状況もありますけれども。いずれ何って言いますか、適時に皆で判断をした中で、広域全体のサービス料、あるいはその諸々の保険料等の状況等も踏まえつつ、いろんな意見も申し述べてまいりたいというふうに思っておるところでございます。それから利用制限の話し、具体的に文章のお話しもいただきましたけども、いずれスタッフのことで説明したように、間もなくというふうなことで伺ってますし、引き続きその今が良いのではなく、先々にしっかりと安定をしていかなければならないので、そういったことのお話しもしたいと思いますし、同僚議員の質問にもお答えしたように、最後これから 5 年先、何年になれば、今私にだけそう聞こえるのかも分かりませんけども、うねとり荘には、久慈からもどつからもその非常に環境もいいし、それから職員の接遇というかそういったのもいいので入りたいといったような、村外の方も多いようですので。それがもし、村内だけあまり埋まらないというか、表現はあれですけども、そうなった場合にも、しっかりと稼働出来ていけるような質の高いサービスが継続維持できる、その人材の確保にも今後努

		<p>めていかなければなあといったようなことで思っております。以上でございます。</p> <p>1番金子議員。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>やっぱりこれから人口減少が続いて、そして人口減少とともに高齢者がどんどんと増えてくるといったような状況だと思っております。</p> <p>本当にこれから10年先、本当に高齢者が増え続ける、増えてくる、どんどん増えるといったような状況の中で、やっぱり老人ホームだけに頼るのではなくて、それ前にやっぱり健康であれば、いろんな病気もなく健康であれば、こういった施設に入らなくてもいいわけですよ。人間誰しもが家族と起居を共にしたいと、こういったことを考えれば、こういった施設、施設が無理なのであれば、こういったサロン活動の中にいろいろと村として、側面から応援をして、いろいろこの久慈広域の中にも専門的知識を持った方はいると思うんですよ、やっぱりいろいろ村にもいると思うんです。そういった方を年に1回でも2回でも、そういったサロン活動の中に出してやって、いろいろとお話をいただくといったことが、こういった健康維持につながる。そして将来的に見れば、村の医療費の抑制にもつながってくるといったことになるんだろうと思います。是非とも、こういった村の側面からの応援をして、今後益々していただきたいなあと思います。現実的に今、いろいろな福祉課等々で、何かそういう派遣のようなものを行っていると思うんですが、もし行っているのであれば、そういったことが年にどれくらいこういったサロン活動を行っているのかといったようなことが分かったら、お聞かせをいただきたいなあと思います。</p> <p>それから、介護スタッフ不足ですが、やっぱり私聞いた範囲では、令和7年4月1日開所予定と洋野町では、聞いているんですが、やっぱりこういう施設を開所する時には首長さん方は当然参加するわけですが。やっぱり、介護スタッフも合わせたいいろいろな話し合いというようなことを進めていただきたいわけです。というのは、久慈管内、久慈市本体を除けば、大概の村で非常に介護スタッフ不足が続いているんだといったようなお話もあるわけでございます。そういう中で、どんどんこういった施設が増えることによって、益々スタッフ不足が深刻になるのではないかといったような話も出でております。そして、新しい所ができれば、例えば普代からも新しい所が待遇が良ければそっちの方に行くと。といったようなその現象も出る可能性もないわけではないと思うんです。私はやっぱり、この介護報酬はそのままでも、いろいろなこういったスタッフ不足が深刻な普代村等では、村独自にでもこういった何か、通勤手当でも、ちょっとでも上乗せできないのかなあといったようなことも考えるわけですが、そういったことは出来ないものかどうか。やっぱり村長さん先ほど答弁をしていただきましたが、うねとり荘は非常に</p>
--	--	--

	<p>待遇がいいと、入所するに。そして余所からも来るんだと。そういうふうなことを考えれば、スタッフ不足なんだと言っているような状況ではないわけだと思うんです。スタッフは完全に万全の体制でいるんだといったようなところを見せるためにも、やっぱりそういった独自ができるのかなあ、大きな金額ではないと思うんですが、村独自で例えば、通勤手当等上乗せが出来ないのか、余所の施設よりも。といったようなことも考えるわけですが、そういった部分どのように考えているか、お聞かせをいただきたいなあと思います。</p> <p>議長 柾屋村長</p> <p>柾屋村長。</p> <p>まず洋野町の件でございますけども、いずれ連合さんでも、それからいろんな立場の専門職の方々も、洋野町の計画書、ニーズとかいろいろなこと等を踏まえた中での許容といったようなことだと思っております。ちょっと4月開所というのはちょっと私は承知していなかつたんですけども、今度の新しい計画に載るということはちょっと承知しておりましたけども。そういうことのようございますが、いずれ今後適切にスタッフのことであれ、それから保険料への跳ね返り等々についても、適切な要望等もしてまいりたいなあというふうなことであります。</p> <p>あと、通勤手当等の処遇のことにつきましては、難しい面ありますけど、やってやれない事もないんですけども補助として出してと、いうふうなこと、やれない事もありますけども、そういうことで他から引っ張るというふうなことが、場合によっては必要なわけですけども、少し気持ちが小さい人間なので、ほかと同じの条件の中で、いろんな働きやすいとかそういった部分の方を強めてなんとかしていただくように頑張つていけばなあというふうな思いでおりました。</p> <p>議長 金子議員</p> <p>1番金子議員。</p> <p>ありがとうございます。いずれ難しさはいろんな分野であろうと思いますけれども、やっぱりそういった今、非常に厳しい福祉社会が、深刻な状況にあるといったようなことを考えれば、やっぱりそういったところもいろいろと検討しながら、それが確実にやるというのではなくても、検討はやっぱりしていくべきでないのかなあ。福祉社会と一緒にになったそういった話し合い検討というものが大事だと思うんですが、やっぱり、うねとり荘、本当にスタッフも揃ってうねとり荘に行きたいんだといったような部分にするためにも、是非ともそういった工夫をするだけでいいと思いますので、何とかそういった部分も考えていただきたい。それから、健老者を対象とした活動そのものも、やっぱり今後この各地域でサロン活動をやってる、この活動が非常に私、凄いなあと思っております。いろいろゲーム楽しむ、あるいは運動だけでなく、いろいろな場所も連れて行って見せてあげていると。食事会等もしているといったような部分で、すごく活発に活動を行っているなあというような部分で、何とかこれを全体的に、村がこういった活動をできるようなそういう体制に</p>
--	---

	<p>少しでもいけるように、村としても応援をしていただきたいと思います。ありがとうございます。</p> <p>議長 1番金子泰男議員の2番目の質問を許します。</p> <p>金子議員 1番金子泰男議員。</p>
	<p>消防団員の条例定数の見直しと団員確保策について、質問をさせていただきます。</p> <p>今の地球環境は、いつ災害が起きても不思議ではない状況にあると思っております。そういった中で消防団員は火災はもとより自然災害に備え村民の安心、安全のために日々活動しているわけですが、消防団員の確保が厳しい状況にあります。</p> <p>令和6年4月1日現在の現員数は130名と聞いておりますが、実際に特別点検等で出動できる団員数は100名弱であります。普代村の条例定数は165名となっており、今後条例定数の165名とすることは大変厳しい状況にあると考えますが、条例定数見直しについて村としてどのように考えておられるのかお伺いいたします。</p> <p>また、団員確保については各分団、団本部等で勧誘努力は行っているわけですが、人口の減少とともに厳しい状況にあります。いざ火災を含め災害が発生すれば、消防団員は出動しなければならないわけで、団員数が大幅に減少すれば出動体制、作業従事に支障をきたすことも考えられるわけで、消防団維持、確保策は重要な課題であると考えますが、村長の見解をお伺いいたします。</p>
	<p>議長 桀屋村長。</p> <p>金子議員の消防団員の条例定数の見直しと団員確保についてのご質問に、お答えをいたします。</p> <p>はじめに、村の消防団及びその構成員であります消防団員に置かれましては、他の本業を持ちながら、「自らの地域は自らで守る」の精神をもとに、消防防災活動に精励いただいておりますことに対し、心からの敬意と感謝を申し上げます。</p> <p>ご質問のありました、条例定数の見直しと団員確保策についてでございますが、議員お話しのとおり、普代村消防団員の定員、給与、服務等に関する条例第2条に、「団員の定数は165名とする。」と定められているところであります。</p> <p>私の承知する範囲でも、長く見直しが行われていない状況でございます。</p> <p>一方、参考的なお話しともなりますけども、村の人口は、令和6年4月1日現在で2,338名となっております。平成22年の3,099人からすると15年間で761人、25%も減少しているところでございます。</p> <p>本村のそういった人口推計も考慮しますと、団員の定数の見直しも避けられない状況と認識もしておるところであります。</p>

	<p>そういう中、今般、村ではかねてより消防団本部が検討を進めておりました機能別消防団員制度の導入に向け、普代村消防団機能別消防団設置要綱（案）を作成をいたしまして、ご案内のとおり 8 月に開催されました消防団幹部会での協議をいただきまして、現在、最終調整を行つてもいるところでございます。</p> <p>要綱案では、機能別団員の定数を 18 名と定めておりますが、要綱案を策定する過程におきましても、消防団員の定数の見直しも含めた検討を行つたところでございます。その中では、定数の見直しについては、今後の機能別団員の確保状況も見た中で、改めて判断をしようというふうなことでまとまったところであります。</p> <p>そして、議員お話しのとおり、特別点検等に出動をする団員数が 100 人弱で、実際の団員数 130 人と比べますと、だいぶ乖離をしているということから、団員の定数の適正化に向けて、団員名簿の更なる精査等を分署や各分団に要請することとも検討をしているところでございます。</p> <p>また、団員確保策についてでございますけれども、これもご案内のとおり、令和 4 年 4 月 1 日に施行した普代村消防団員の定員、給与、服務等に関する条例の一部改正で費用弁償の見直しを行つてはいるほか、機能別団員の制度化による団員確保、これからでございますけれども、これにも期待をしつつ、団とともに団員確保に取り組んでまいりますし、</p> <p>さらに、各種行事の在り方についても、団員の負担軽減の観点から必要な見直しを行いつつ、団員確保に資すなど、持続可能な消防団活動の推進に向けて消防団本部、そして消防団員などと密接に検討も進めた中で、その環境づくりに取り組んでまいりますことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>1 番金子議員。</p> <p>ただ今、消防団員の条例定数、そして団員確保策について、ご答弁をいただきました。今の地球環境、誰しもが分かることおり、世界的に見ても火災を含め、いつ自然災害が起きてもおかしくないようなそういった地球環境にあると思っております。そういう状況にあると思っております。そういった中で、消防団員はどこの自治体ともそうだと思うんです。村民の住民の安心、安全のために活動している状況、そして今後も活動していくかなければならない状況だと思っております。そういった中で、この現在の現員数が 130 名となっているわけですが、この 130 名の中には、役場職員が 26 名、実質消防団員が 104 名といったようなことであると聞いております。いざ、災害になれば有事になれば、この実質の 104 名からどれくらい出るのかなあといったような状況にもなります。そして条例定数が 165 名、この 165 名となったのは、調べていただきましたが、昭和 53 年、人口が 4,100 人の時代に 165 名の条例定数が始まったといったように聞いております。今の現員数が 130 名、役場職員を 26 名入</p>
--	---

れて 130 名。やっぱり、国からのいろいろな交付金、条例定数を見直すことによって交付金等が変わらないのであれば、支障が、影響がないのであるならば、やっぱり条例定数は今の現員数に見合った、今的人口に見合った条例定数にするべきではないのかと思います。今、これは昭和 53 年ですから、46 年くらい前の条例定数といったようなことになりますが、再度こここの今言った国からの条例定数見直すことによって、交付金等支障がないのであれば、こここの部分も含めて条例定数を見直すべきだと思いますが、こここの部分再度お聞かせをいただきたいと思います。

それから、団員確保策についてもご答弁をいただきました。各分団、そして本部等でも勧誘努力は行っております。しかしながら、これまた人口の減少、そういったような部分で、確保が非常に難しい状況となつております。しかしながら、いざ有事になれば、出動しなければならないわけで、やっぱりいざこれ以上人数が不足になると、100 人を 10、20 切って行けば、いろいろな有事に支障をきたす恐れが出てくるのではないかといったような考え方を持つわけですが、現に黒崎の水産会社の加工場火災の時に、水利と火点が非常に遠く離れていたたと、いった状況の中で、2 つの水利から水を持ってきたんですが、タンク車まで。2 つの水利に、1 個分団ずつ、2 個分団。そしてそこから中継をして 3 個、4 個の分団が中継に入る。本当にギリギリの人数で、もっと、もう少し人数がいればもっと早く消すこともできたのではないかといったような部分もあります。もうすでに燃えている状況であったから、あのような状態になったかもしれません、いずれ、交信をするにも、伝達をするにも、ああいうところでは、自動車の無線機では交信ができないような状況。そういう状況であったわけです。そういうことを考えれば、やっぱりこれから村長さん、10 年先を考えれば、人口がどんどんと減つてくる。人口が減るということは、消防団員もどんどんとまでは分からないわけですが、減つてくるわけですよ。大幅に大きく減少すると考えておいた方がいい。いったような部分であります。そういう部分で、答弁にあったように、今、機能別消防団員をといったようなことで、村でも進めているわけですが、この機能別消防団員。署員であれば一旦退職した人、消防団員であっても退職をした人、皆がその若いわけではないんです。だから、例えば 18 名入ることを望むわけですが、なかなか長年やってもらえるような状況には至らないと思うんです。

そういうことを考えれば、私はやっぱり、10 年先を見据えれば、隣の村どうし協力体制を作つておくことが必要ではないのかと思います。

広域外の例えば、野田村さん、田野畑さん、火災があつても応援にお互いに駆け付けられるような、といった体制を作つておくことが消防団にとっても、そして村民にとっても安心を与えるひとつの材料になるのではないかと、このように考えるわけですが、こういった点どのように考えをお持ちなのか、再度お聞かせをいただきたいと思います。

	<p>議 長 柾屋村長</p>	<p>柾屋村長。</p> <p>まず条例定数の見直しによるいろんな影響ということでございますけれども、ちょっと収入については具体的に減になる項目、思い浮かばないんですけれども、何かあるというふうには思いますけれども、ちょっと明確には、後ほど調べておいてということにさせていただきたいと思います。</p> <p>ただ、支出については、それこそ消防団の公務災害補償の掛金でございますけども、毎年試算をすると、例えば、今年の試算ですと 165 の定数に対して、掛けられる負担金と、お話しがあった 130、あるいは 135 に掛けられる負担金では、現在は 67 万 4 千円位の数字だったと思うんですけども、65 万程度差があると、安くなるというふうなことでおりました。このことは、過去に消防団側にも係を通じて打診をしておりました。私のところから。必ずそれが浮いたからって、村のお金ではないですよ。むしろ消防団の活動費にして、そして消防団が入りやすい取り組みをするのにそっくり使ってくださいというふうなことで過去に打診もしたことがありますけども、やっぱり、当時というか、あまり少くなるのは、何て言いますかその消防団との格とか、そのいろんなそのこともあったのか、まだちょっと検討といったようなことで保留になっておりましたけども、最近また今、議員さんのお話し等も踏まえた中では、確かに減る分もあると思いますけども、支出の部分もある中で、人口の減少に対応した中での定数の見直しといったようなことも必要だということで、先ほどもお話ししたように議論もしておりますし、今後もその機能別消防団の確保数等々も含めながら、しっかりとそこの検討はさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>それから、隣接の市町村との共同、協業化の件でございますけれども、実は広域消防の救急車につきましても、無線が全県ひとつというか、10 消防団本部ですか、2 つくらい残りますか。統一化された中では、例えばおらほうの救急車が、例えば野田のたまたま下安家辺りに野田の救急車が来ていた際の状況等が把握できれば、堀内はそこから野田の方から来たものに、というふうなことで取り組むことになってございまして、田野畠につきましても、もう萩牛辺りは当然、沼袋辺りは第一に普代村の救急車が出るというふうな指令になることに計画もされておるところでございます。岩泉辺りのように、広くなるとどういうふうになるのか、ちょっとそこらの工夫は必要なんすけれども、いずれそういったことになっているという、救急車の配車というか、運行の状況もそういうふうなことになってございます。</p> <p>それと一緒に、同じような考え方で非常勤の特別職について、当てはめるかどうかは、またこれは別な問題もいろいろありますけれども、いずれそういった方向に広域消防も動いていく中では、やっぱり検討をせざるを得ないのでないかなあというふうなことで思っておりますの</p>
--	---------------------	--

	議長 金子議員	で、まだ検討するともはつきり言えませんけれども、情報等を収集したりしてまいりたいというふうなことで思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。
	1番金子議員。	
	ありがとうございます。いずれこの消防団の確保という部分は本当にこれから厳しい。どんどん厳しいといったような状況が当てはまるのかなあといったような部分で、増やすことは到底本当に厳しいんだと思うんです。減ってくるといったような部分で、10年先を見れば、やっぱり今70代も結構いますし、当然減ってくる。新しく入る人はいない。本当に休む人が多いといったような状況の中ですので、是非ともここの部分は、村同士の共有、協力、災害協定といったようなところまでいければいいわけですが、そういった取り組み方も今後検討課題として考えていっていただきたいなあと思います。	
	それから、条例定数は何回も言いますが、国からの交付金等に支障がないものであれば、やっぱり変えた方がいいのではないかといったような部分。いくら現員数が130名であっても、役場職員が26名も入ってる。いざ有事となれば、役場職員は職員なりの仕事があるわけ、そう思います。そういった部分を考えれば、実質の消防団員は、今現在100名といつてもいいくらいなんですから、本当にそこを考えながら、今後の取り組み方を検討していただきたいなあと思います。	
	ありがとうございます。終わります。	
休憩再開	議長	以上で、1番金子泰男議員の一般質問を終わります。
	議長	ここで、30分まで休憩といたします。 (14:17)
	休憩前に戻り、会議を再開いたします。	(14:30)
	中上議員	次に、5番中上一登議員の一般質問を許します。
	5番中上一登議員。	
	5番中上一登です。	
	私は、村長と教育長に質問させていただきます。	
	まず1点目、村民支援の充実について村長にお伺いいたします。	
	空き家バンク登録制度ができてから久しく経ちますが、現在2件の登録という実績です。新たな企業に足する制度も商工会を通じて各種あるわけですが、使い勝手の良いものはあまり見受けられないように思っております。	
	前回も似たような質問をしておりますけれども、村独自の村の中小事業者や起業者が使いやすいものが創設できないか、次の2点についてお伺いいたします。	
	1つ目として、空き家バンク登録の費用補助としてもっと上乗せし、補助の充実は出来ないかお伺いします。	
	1つ目に、事業者や起業をする人に村独自で支援を充実していくいなものか、お伺いいたします。以上です。よろしくお願ひします。	

	議 長 柾屋村長	<p>柾屋村長。</p> <p>中上一登議員の空き家登録や起業への支援充実を、との質問にお答えをいたします。</p> <p>最初に空き家バンクの登録などの件でございますが、空き家の管理につきましては申すまでもなく、最終的には所有者の責任において行わなければならぬことを踏まえつつ、その活用が図られていくよう、適切な後押しとなる対策を、より前進させていけるよう取り進めてまいりたいというふうに考えてございます。</p> <p>内容としては、2年くらいかかりますか、空き家の数や活用できる状態かなどの基礎調査を改めて進めながら、所有者の活用への意向が確認できた空き家については、積極的に登録促進事業補助金の活用を奨励しつつ、村も活用に向けた諸調整などにお手伝いをしていければと考えてございますし、現行の補助制度では清掃や後片付けなどの環境整備に上限額10万円、修繕や模様替えなどの改修に40万円としているものを新年度からは増額対応するよう、検討させていただいてございます。</p> <p>次に、新たな企業に対する補助制度でございますが、商工会さんを通じての各種制度の使い勝手の件につきましては、村でもその状況など、よくお聞きをしながら、必要な要請など行うよう取り組んでまいります。</p> <p>また、村の起業補助金は、令和4年の4月から議会さんの了承のもとに、個人の起業には最大50万円、法人には100万円を補助する制度を創設をし、予算措置もしてきておるところでございますが、残念ながら、実績のないところでございます。</p> <p>この制度につきましても、現行では新規の個人や法人のみを対象と、新規の法人のみを対象としておりますが、これを既存の事業者や法人などが行う、新規の事業の創出、新規分野への参入も対象に加えるとともに、その補助額を見直し、いわゆる増額について、新年度に向けて、検討したいというふうな考え方であります。そういういた取り組みを進めながら、議員お話しのように村での起業などを積極的に支援をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>5番中上議員。</p> <p>ありがとうございます。新年度から補助の拡充、これは空き家バンクですね。するということでした。非常にどれくらいか、ちょっと伺いたいところですけれども、空き家バンクについては7月に群馬県に議会研修で南牧村に行って、いろいろと情報得てきたわけですけれども、群馬県のこの南牧村では10年足らずで19戸整備して、16戸が入居済というような、非常に空き家バンクの制度が効率よく進められていたということがありました。あとでこの条件等、南牧村見てみたんですけども、改修事業、普代村では40万ですけども、これが1戸あたり400万という条件でやっておりましたので、ここらへんがかなり違うのかなというふうに思っておりますし、あと、1戸改修して、入居者が入りたくなるよ</p>
	議 長 中上議員	

		<p>うな状況になるのは、やはり今どきは浄化槽は必要であろうと。それにプラス内装等を変えれば 100 万ではおそらく足りない。今の 40 万ではどう考へても持ち出しが多すぎて負担が大きく、どうしても躊躇してしまうのかなというふうにも感じております。できればこの南牧村のよう、400 万上限、補助 2 分の 1 ですけども、これくらいまで持ていって貰いたいもんだなと。あと環境整備の上限 10 万ですけれども、結構ものがあると 10 万、これも 2 分の 1 の補助ですので、10 万ではちょっと寂しいかなという感じがしますので、今度新年度から補助を拡充するという金額がどれくらいに予定されているのか、そこらへんもお聞きしたいと思います。</p> <p>それと移住とか定住で、そこの空き家に例えば入る、そういう方々には、森林環境譲与税も適用してもいいのではないかと、そういう、その譲与税から優遇するとか、あるいはその入居する側、あと空き家側にもそっちから何とか融通して、特に森林環境に携わる人には優遇されますよとか、こういった点も考えてもいいのではないかというふうに思うんですけども。この 3 点まずお伺いします。</p> <p>柾屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。まず、見直し予定の額でございますけども、まだしつかりは詰めていない状況ですけども、おおよその感覚としてということで、私が勝手に担当室長にお話しているのは、ある程度、倍以上のことといったようなことで、お話しはしておりますけども、後片付けの分は、2 倍、3 倍といつてもせいぜい 2、30 万が、かかってもいいところかなあと思います。あとあの、改裝とかといった事になれば、当然その中身にもよってもいろいろ額違ってくるわけですけども、うちの場合ですと浄化槽の部分については貸すことが確定をしていれば、その入る人でも所有者でも、それこそ他にもまねできないほどの助成を出しておりますので、対象にできますので、そういうことで取り組んでいきたいというふうに思っております。いずれ、今の物価高等を踏まえれば、改裝といっても賃金も上がってるし、材料も上がっているといった中で、一方で個人が改裝して貸すことによって、得るものといったようなこともありますので、そこらをうまく検討をさせていただいて、総合の改正をしてまいりたいなあというふうに思っておりますので。</p> <p>また、予算の際にでもご相談をかけさせていただくというふうなことで、ご理解をいただきたいというふうに思います。</p> <p>あと、森林譲与税の活用の件でございますけれども、一応私どもとすれば、基本的には間伐、下刈り、植林といった森林整備事業を基本にしつつ、使っていきたいというふうな思いでもありますし、なおそれを基本としながら、木材を利用するもの、あるいは森林での交流等を進めること、あるいは森林林業への理解を深めていただくといったようなことにも広く活用できればなあというふうなことで、考えてはおりますけれ</p>
--	--	---

	<p>ども。</p> <p>ひとつ各市町村によって、譲与額が違うと。各市町村によって、民有林の人口林の面積、あるいは人口によって配分されるので、その市町村によって大分、額が違ってきますので。うちのように小規模というか、少ない額の市町村については、私の考え方として、まずは全体的な森林整備事業の需要額を把握するために、全地区の調査、それから意向調査をして、それが終わってから、いろんな事業がどの程度かかって、他の事業にどの程度配分できるのかといったのを見極めると。見極めた中で、さっき言ったように、もし可能であればいろんな事業にも使っていきましょうというふうなことで、来年までかかって、その調査をすることになつて。およその額もつかめてくるのではないかなあと思っておりまして。それからそのメニュー作り、本格的にしたいなあというふうにも思ております。それで、そういったことで思つてはいますけども、移住定住の部分も、これもまた重要な取り組みということになりますけども、その間は一般財源でいろんな状況を見ながら、制度づくりもしながら取り組んでいかなければならぬのかなあと、そういった中であとでもし余裕というか、そういったことでの森林環境税が余裕が出た場合には、特に森林の活用とか、あるいは林業者との交流、関係人口の増の場合に使われる分であれば、活用できるかなあというふうな思いではありますので、もう少し、メニュー作りまでお待ちをいただければというふうに思います。</p>
議長 中上議員	<p>5番中上議員。</p> <p>はい、そうですね、森林環境調査が終わらないと確かにいくらかかるのか。ただ森林環境譲与税は確かに今年から、また千円ずつ住民税に上乗せしていただく。去年、前年度900万くらい基金に増えて、確かに今2千万以上になってるかと思うんですけども、そうするともっと今までこの森林税が住民から奪い取つて来ないときよりは、もっと増えるんじやないかなあというのもありますて、来年あたりは3千万、4千万すぐいくんじやないか、3千万はいくんでしょうけども、5、6千万いけばあとは余れば、このこういった住宅関係にも使えるんじやないかなと、いうのもありますてちょっと聞いた部分もありますし。全国でも森林に携わる人が借りる場合は、環境譲与税を使えますよというふうに公表してるところもいくつもないんですけど、ありますので、もし環境譲与税が潤沢にあるようであれば、是非そっちの方にも活用した方がいいのかなというふうに思いますので、常にこう片隅の方に置いといて、移住定住にも役立てていただきたいというふうに思います。今回の3棟新しいのができて、あれは地域おこし協力隊用ですけれども、やはり村に住みたくて、借りようとしてもうまく合うのがなくて、結局遠くの方から通つてるっていう人も確かにいますので、やっぱり空き家バンクをもう少し増やしていく方策でやっていただきたいと思いますし、今検討していると</p>

	<p>いうことで、明らかに少なくとも来年からは確実に増えていくんだろうなということを期待しておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>あとは事業者に関してですけれども、その新規から既存の企業に個人50万、法人100万つうのは、これちょっと内容あまり活用されてないということで、条件がどういった条件なのか、ちょっと把握しておりませんでした。この条件等分かればお願ひしたいと思いますし、あとは普代村で、こういった独自でやっているのが、商品開発改良事業30万円、10分の10の補助というようなものもやっております。これが、あとは商工会を通じては小規模事業者持続化補助金とか、IT補助金とか、ものづくり補助金などありますけれども、この最初に言いました、村独自の商品開発改良事業の利用状況はどれくらいなのか、お聞きします。それと、創業支援等補助金というのがあるんですけども、近隣市町村では野田と普代だけ、これを認定する作業をやっていないということあります。ところが聞いてみたら、非常にあまりほとんど使い勝手が悪くて、条件が非常にハードルが高くて、あまり近隣市町村でもそんなに活用されていないようだという情報は、担当者から聞いておりますけれども、それがどういった性質のものなかですね、これを普代商工会の方で昨年、創業支援等補助金と合わせて、事業継承支援も合わせて要望しているというふうに聞いておりますけども、その経過はどのようになるのか、そこも合わせて2点をお伺いします。</p>
議 長 柾屋村長	<p>柾屋村長。</p> <p>まず、それこそ村の方の起業支援の関係でございますけども、今までには、全く事業をやってない人が事業を始めるといったのと、それから新しく会社を創ってやるといったのに、個人の場合には50万円、そして会社の場合には100万円を助成ということで取り組んでおりましたが、実績のないところでございまして。なかなか、それが出てくるまで時間がかかるのかなあ。むしろ、既存の事業をやってる方が別分野に広げる、あるいは会社をやっている方が、この業務をやりながら別な分野にも参入したい。といったようなことにも補助する仕組みの方が、より効果が上がるんじゃないかなあというふうな思いでこれを新年度改正でやるよということで、指示もしておるところでございます。これについても当然、額の見直し、これも進めていきたいなあというふうなことで思っております。</p> <p>条件は室長の方から、ちょっと詳しく私分かりませんので、今説明をさせます。それから、商品開発につきましても、村で予算措置をして、商工会の方で取り組むということで、実績等は室長の方から説明をさせていただきます。あと、国の創業支援の補助のやらなかつた経緯でございますけれども、商工会さんと前に相談をした中で、ちょっと議員さんもおっしゃるとおり大掛かりで使い勝手も悪いし、なんだかあまり進まないといったようなご意見もいただいたいて、それでは村では、まずその事</p>

	<p>業にあるその保証料の助成、それから利子補給と、こういったことを、國の方のメニューにない運転資金まで含めて、それを対象にしようということで取り組んだところでございます。これから國の方にあって、うちには部分のいろんな新しい分野への取り組み等の投資については、先ほど言ったようなことで、何とかしたい。それからそのちょっと前には、新しく始める場合に補助を出す仕組みを作つて、國の方よりも額は少ないかもしれないけども、使い勝手が良くてというふうなことの取り組みをした方が良いというので、商工会さんとも相談をした中で取り組んできた経緯にございますので、詳しくはまた、その内容については室長から説明させますので。よろしくお願ひします。</p> <p>宮田商工観光振興室長。</p> <p>では、ご質問にお答えいたします。まず起業支援。起業に係る支援の内容なんですけれども、村の方は商工業分野で起業しようとするもので、個人まず法人に対して、先ほどの村長からお話しがあった、個人は50万、企業の方ですと100万円補助をいたします。申請をしていただきまして、計画書を出していただきまして、まずそれが認定されると、あとその補助対象、物品ですけれども、設備の購入費、借用に係るリース料等、あと委託費、あとはその他、村長が認めるものが経費の対象となっております。</p> <p>次に、昨年度の商品開発の件数 nº は、昨年度は個人、事業所も合わせて4件の商品開発をしておりまして、主に自分たちが商品開発をしたパッケージ、それぞれパッケージとかそのケースとか、入れ物ですね、そういったものを開発している状況でございます。</p> <p>次に、国の創業支援事業。制度 nº は、まずこちらの制度といたしましては、まずそもそも村が計画を国へ提出いたしまして、村が認定される必要がございます。その認定を受ける際に、これが村と支援事業者というものが必要となりまして、近隣の市町村ですと、商工会さんとかを支援事業者としまして、こちらの事業認定を行っております。支援を受ける側のメリットといたしましては、まず商工会からのスキル研修や専門家による支援等受けられるほか、創業支援に係る補助金、あと信用保証を受けられる。ということで無担保での保証者なしでの保証の実施というものが、この認定を受けることで実施されます。こちら、先ほど村長の方からもお話しがあったんですけども、使い勝手がまずあまりよろしくないといいますか、まずこの事業をやる事で、國の認定をまず通のが非常に難しいと。実際、近年ですと300ちょいの件数の申請が実際あります、実際そのうち認定を受けたのが100件くらい、だいたい3分の1の事業が認定になっているんですけども、さらにこのあとに、その事業をやったあと今度5年間の報告義務というのもございまして、事務的にもかなりの事務量が必要となっております。村の方でこれに代わる事業として、先ほどからお話しが出ている起業補助金。國で</p>
--	--

	<p>すと創業補助金というものもあるんですけども、それに代わるもの村としては実施しております。あと保証の方も村では同じ額で、こちらの保証の方も行っておりますので、村単独での対応が可能だということで、こちらの事業の方は今の所申請していないという状況でございます。以上でございます。</p> <p>5番中上議員。</p> <p>ありがとうございます。事業者支援に対していろいろと拡充があるような感じなんで、非常に安心した次第です。来年度に向けては、是非とも個人法人のこの支援ですね、これを拡充していただきたいし、できれば早めにやっていただければなあということを感じております。また、創業支援等の補助金に対しては、大体わかりました。納得いたしましたんで。</p> <p>それとですね、あとはまず1番の既存事業者への支援ですね。これ、何よりも村民が一番潤うことだと思うんですよね。それが還元されて広く効果のある事業者支援になるんだろうなあというふうに思っております。そういう意味ではやはり、この物価高対策の商品券給付やプレミアム付き商品券、これ非常に効果が認められておりまし、事業者の意見も商品券は助かるなあというような意見もありました。これらをもっとこう拡充していくしかないものなのかなと。これは事業者に限らず村民全体に関わることなんで、是非これをもっと金額を増やすとか、回数を増やすとかやっていっていただきたいんですけども。</p> <p>まずこれで、ちなみにですね、プレミアム商品券、令和3年度は事業費約700万円で、村に出回った金額がおよそ2,700万円。令和4年度は村の補助600万で、出回った金額が2,600万円です。令和5年度は300万の事業費。ガクッと減ってます。出回った金額が1,800万と、年々縮小されているわけですけども、恐らく間違いなければ。これ令和7年度までの5カ年計画というふうに聞いておりましたけれども、景気が上向かない状況で年々縮小されているというのは、どういったような理由があるのかということですね、まだ拡充できる余地があるのかですね。なんで、年々縮小、国からとかの補助が減ってるせいのかどうか分かりませんけども、そこらへんの理由と、2点お願いします。</p> <p>沼屋村長。</p> <p>はい、プレミアム商品券の件でございますけども、実績的には議員さんお話しのとおりというふうに、私も承知しております。基本ベースがその300万円でございまして、そしてコロナ禍とか、いろんな取り組みの対応の中で、この700万とか、600万とかといったのが出てきたところでございます。それで、当初の予算の最後に状況が変わる経済状況、あるいは物価高の状況によっては、相応の対応をするといったようなお話しもしておりましたので、今いろんな面での方向からも検討をしておりますけども、行政報告でもお話しした、いろんなその物価高等々の部</p>
議長 中上議員	
議長 沼屋村長	

分で、かなりの部分が寄付もされておるといったような中で、これらのこと況を少し見極めていきたいなあというふうなことで思っております。今のところ、基本ベースが300万円で、それを議員さん方と相談をした中で、状況を見ながら400万にするのか、あるいは300万でそのままいくのか、ちょっと状況が年末に向けてちょっと好ましくない状況だといったようなことで意見、対応がまとまれば、またそれなりにというふうなことで考えさせていただいております。

もうちょっと様子を見させていただければ、遅いと言われるかもしれませんけど、まずいずれ検討をして、しかるべきその全協ででもその状況等を確認をやって、ご相談もしてまいればなあというふうに思っております。どうも物価高の部分、表現は悪いですけども、繰越事業も含めてある程度その厳しいこの均等割のみとか、あるいはその非課税とかいった部分への対応がされて、それはそれでいいわけですけども、一般の方々の部分のこれが少し遅れてるというか、ちょっと手薄だなあといったような思いもする中にもありますので、またこれをこうよく検討して、全体的な部分で再検討も必要かなあ、あるいは他の市町村の状況も、更に申せば大変申し訳ないんですけども、いろんな総裁なり、いろんな党首なり、いろんな交代がある中で、いろんな経済対策等々での、いろんなこともあるかもしれないといったようなことも勝手に考えさせていただいて、ちょっと様子を見てて相談を掛けたいというふうなことで思ってますので、よろしくお願ひします。

議長
中上議員

5番中上議員。

ありがとうございます。様子を見てということですけども、今この物価高だけじゃなくてですね、高齢者の医療費負担増もあります。介護保険料の引き上げもありました。インボイス制度も導入されて、子ども支援金として公的保険料から上乗せして取ると、そして森林環境税も出てきたと。もう次から次と税という名前が付いてないだけで、見えないところで負担が非常に増えているんです。まだまだこれから給与所得者の控除の廃止、公務員から先にやるという話しもあります。そういう負担が、非常に増えてきてるわけですね。そういう中で、やはり何も減らす要素は何もない。今村長は、これから総裁も代わって、経済対策も変わってくればというのがありますけども、基本には与党の政策は骨太方針にもう、ひとつ書かれているんで、プライマリーバランス黒字化っていうのがあるんです。これがある限りは絶対お金は出さない。出せない。一定枠を超えると出さない。出すとすれば、こういったストレス増税をやる。見えないところで増税していくというやり方はもう定番になってますので、今余程、野党になってもこれは分からぬ。骨太方針変えなきゃダメですから。そういうことを考えれば、この先良くなる状況はまずないと思うんですよね、だから出来れば様子を見ているうちに、バタバタと倒れていく村民がいないような、対策でやっていただければ、

	<p>さつきも村長さん言いましたように、低所得者だけじゃないんですよ、中所得者も意外と結構大変な思いもしている状況があると思うんですよ。だから、そこらへんを何とか助けていってあげればなあというの思いがあります。ですね、このプレミアム商品券の他に、物価高対策のこの地域商品券ですか、これが成果の説明では、事業費約 4,900 万円になっています。これと、プレミアム合わせて、出来れば地域商品券を 9 千万くらい、給付ですね。でプレミアム商品券事業費を 1 千万くらいにして、合計 1 億円位の普代村の経済対策を取っていただければ、最高に普代村の経済が潤う。で、税収が増えるという、好循環になればなあというふうに思ってるんですけども、前回も言いました、基金から取り崩しちゃっていいんじゃないかということで、基金っていうのはいざという時ですけど、これはどこがいざという時なのかちょっと分かんないんですけども、普代村役場がいざという時のための基金なのか、村民がいざという時のための基金なのか、それはどういうふうに判断されるか分かりませんけれども、今村民にとってはいざという、国がやんないんだつたら、せめてこの小さい普代村だけでもやっていただきたいなあというふうに思いますけども、いかがでしょうか。お考えをお伺いします。</p>
議 長 柾屋村長	<p>柾屋村長。</p> <p>ご意見しっかり真摯にお聞きしましたので、これをどうこうというのは今あれですけども、いずれしっかりお聞きした中で、やれるのを改めてまた全協等で皆さんと相談をしながら、取り組んでいければなあというふうなことで承知させていただきます。</p>
議 長 中上議員	<p>5 番中上議員。</p> <p>この事業者、支援事業等合わせて、このプレミアム商品券等も少しでもいいですんで、今言った金額でなくても、何とか増やして、村民に安心感を与えていただきたいなあと思いますので、よろしくお願ひします。この件に関する質問はこれで終わらせていただきます。</p>
議 長 中上議員	<p>中上議員の次の質問を許します。</p> <p>5 番中上議員。</p> <p>2 目の質問をさせていただきます。</p> <p>教育長に、義務教育学校に向けた教育ビジョン策定の考え方について、お伺いいたします。</p> <p>令和 9 年に開校準備が進む義務教育学校についての教育ビジョンについて、お伺いいたします。</p> <p>現在の教育ビジョンは、平成 20 年 10 月に当時の熊坂教育長が中心になり、2 年の歳月をかけてワークショップ等の村民も巻き込んだ形で作成されたものです。すでに 16 年が経ち、目指す学校体制も変更となり義務教育学校に変わっております。</p> <p>7 月の議会研修では、群馬県の南牧村の義務教育学校、なんもく学園を見学してまいりました。今年 4 月に開校したばかりのまだ木の匂いが</p>

	<p>するような学校がありました。それらは、1つひとつが子どもたちへの想いや願いが具現化されているようで、子どもの動線に配慮した工夫された構造に新鮮を感じてまいりました。普代村でも今新たな学校、新たな義務教育が始まろうとしております。開校予定はまだ2年半以上ありますが、新しい教育ビジョンの策定について、教育長の考えをお伺いいたします。以上です。</p> <p>三船教育長。</p> <p>議長のお許しをいただきましたので、5番中上一登議員の義務教育学校に向けた新しい教育ビジョンの策定の考え方についてのご質問に、お答えをさせていただきます。</p> <p>質問にお答えする前に、ご承知とは思いますけども、始めに、教育ビジョンが策定されましたこれまでの経緯について、簡単に申し上げたいと思います。</p> <p>普代村の教育ビジョンは、議員お話しのように、平成20年の10月に、学校運営協議会を活用した、開かれた学校を中心とする地域活性化プラン、普代型スクール・コミュニティの実現を目指し、策定されたものでございます。教育委員会では、教育ビジョンの具現化のため、平成22年度、全教職員で組織する小中一貫教育研究会を組織し、平成24年度からは、小中一貫校開校を視野に小中合同授業研修、教育課程の研究、そして小中一貫教育を導入し、現在まで継続してその研究を進めています。</p> <p>こうした中、平成28年、学校教育法の一部改正が行われまして、新たな義務教育の形として義務教育学校が新設されたことはご存じのとおりと思います。義務教育学校の中身、内容等を検討し、結果教育ビジョンの中でのハード面で進めてきた小中一貫校より、義務教育学校が本村には適しているとの判断から、長い時間をかけ協議を重ね、ご意見等を賜り、紆余曲折はございましたが、最終的に義務教育学校への理解をいたしましたことにつきましては、ご承知のとおりでございます。</p> <p>9年間の学びの系統性を踏まえた教育課程の編成や、更には文科省の提唱するGIGAスクール構想によるICTを活用した学校教育においてのデジタル化に対応した教育環境の整備、指導方法の工夫改善、そして一貫校建設から義務教育学校建設への転換等々、ここ数年で教育ビジョンの内容が当初から大きく変化してまいりました。こうしたことを受けまして、教育委員会としましても、新しい教育ビジョンの策定の必要性を強く認識し、現在、その準備を進めているところでございます。</p> <p>こうした経過を踏まえ、新しい教育ビジョン策定についての考え方についてお答えいたします。</p> <p>新しい教育ビジョンの策定は、未来の教育環境をより良くするために重要なことであり、また、教育ビジョンの目指す普代型スクール・コミュニティ構想を堅持しながら進めていくこと、大前提であります。</p> <p>新しく開校する義務教育学校は、村内唯一の学校として、令和9年度</p>
--	--

	<p>開校以降も、何十年と続していくものでございます。教育ビジョンの策定から 16 年が経過し、時代の流れとともに教育に求められる子どもたちの実態、これから時代を生き抜いていく子どもたちに身に付けさせなければならない資質・能力、そして一貫校から義務教育学校へとその内容が大きく変化してまいりました。</p> <p>一方で、本村学校教育の目指す児童・生徒像を明確にした学校経営グランドデザインにも掲げる、村の発展を担う人づくりという、普遍の部分もございます。</p> <p>そのことしつかり認識しながら、これから約 2 年半をかけまして、現状の的確な把握から始め、最終的には教職員や保護者、地域社会が一体となって、子どもたちの未来を支えるためのビジョン策定をしてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>ビジョンの策定にあたっては、すでに小中一貫研究会で、子どもたちの実態と今後身に付けさせたい資質・能力について着手しております。今後は、教育現場からの提案を義務教育学校開校準備委員会等を通し、保護者や地域に発信し、ご意見をいただいたうえで、新しい教育ビジョンを決定していきたいというふうに考えております。</p> <p>策定の目途としましては、令和 7 年度末を目指しております。</p> <p>また、教育ビジョンは、村の総合発展計画に大きく関わることでもありますので、次期改定に反映できる形で進めてまいりますことお話し申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>5 番中上議員。</p> <p>大変ありがとうございます。教育ビジョンも策定をするということになっているということで、これで質問を終わらせていただきますっていうわけにはいきませんので、やっぱり改定するんだなあというふうに思います。ただ、あのですね、義務教育学校への理解を示していただいてってありますけども、私だけの話しかもしれませんけども、今だに小中一貫教育と義務教育学校についての違いがまだ全然分らないっていうか、いろんなこの検索していろんなサイトを見ても、同じような文言があって全然パッとか具体的に理解できないし、何となくは分かりますけども、具体的に理解できない。だから、理解したふりをして義務教育学校へ進んだような部分もあるんだろうと思うんですけども、そういうところをこれからビジョンを策定するとなると、そういう部分も多分、解消されていくんだろうなあということを期待しております。今度教育ビジョンの部分の、改訂前と改訂後の部分で、確か 5 ページの (2) のハード面というとこがあったんですけども、そこが改訂前は文章方式で、なんか想像できるように書いてあるんですけども、改訂後が表形式で箇条書きで書いてあるんですね。南牧村の施設を見てきたものとしては、5 ページですね、5 ページの (2)、見てきたものとしては、やはりそこらへんに夢を持てるような、ちょっと文章形式で詳しく思い入れを入れ</p>
--	---

ていただければなあというふうに思った次第です。そこらへんもビジョン策定に関してはやっていくんだろうなあというふうに思いますので、そこらへんもよろしくお願ひしたいと思います。重々に考えているんでしようけども。あまりこれ以上聞くことないんですけども、やるっていう方向ですので。教育ビジョンに係る、あるなんか資料読んでましたら、教育指導要領が改訂した頃っていうのは、いつか何年前か分かんないんですけど、その頃から目立つのが学力、学力、学力、学力向上、それが目立ってきてているような書き込みも資料の文章もあったんですね。普代村の教育の中にも学力はうたわれています。これは学校ですので学力当然んですけども、いろんな意味で、今兵庫県知事が出ております、東大も出て頭のいい方ですけども、やはり学力だけあってもやっぱりそのなんですか、道義的責任を理解できないようであれば、まずいなあというふうに思いますので、そういったなんっていうかなあ、人に対する気持ちの部分も、もちろんうたうんでしょうけども、そういったところにも力を入れていただくような、そういった教育ビジョンになっていけばなあというふうに思います。教育長の最後のその思いをお聞かせいただいて、終わります。

質問がなければ終わります。

議 長
三船教育長

三船教育長。

お答えします。簡単に申し上げると、小中一貫校と義務教育学校の決定的な違いというのは、小中一貫校というのは、簡単にしゃべったら小学校と中学校があってそこを廊下でつなぐ。そして小学校は小学校の先生、中学校は中学校の先生がいます。そして授業を展開していくのが小中一貫校。義務教育学校というのは、1つの校舎に、教職員は1年生から9年生までを見る、ひとつの教育集団になります。そして9年間を一貫したカリキュラムで子どもたちを育てていく。

一緒なんだけども、別個という考え方をすれば小中一貫校。義務教育学校というのは、1つの箱の中に、同じ教育集団がいて、1年生から9年生までを系統的に育てていくというふうに考えていただければ、いちばん理解しやすいかなあというふうに思います。

そして、学校教育、当然学力向上、最大の目標でありますけども、学校教育の目標となる要素としましては、知識や技術、それから思考力・判断力・表現力、それから主体的に学習に取り組む態度というこの3要素というのがございますが、学力向上を目指しながら、こうしたものを探っていくと。そこには今議員がおっしゃったような、道徳的な事も含めて、子どもたちを総体的に育てていくというのが、学習指導要領にも掲げられておりまし、学校教育目標の最大の3要素というのがそこにございますので、学力向上をしながら、子どもたちをそういうふうな考える力を育てたり、生きていく力を育てたりとか。今先ほど申し上げましたように、ＩＣＴ教育が出たことによって、これからの中長期計画

		<p>5.0 を生き抜く子どもたちも育てていかなければならぬと。結局子どもたちが社会に出た時に迷わないで進めるための基礎を 9 年間を通して培っていきたいということで、この学習指導要領も 10 年ごとに改訂していくというふうなことで考えていただければいいと思います。</p> <p>それからハード面のところに、実は平成 6 年の 3 月の 29 日に 1 回見直しをかけて一部改訂をしたのが、この表なんですけども、これが今度、議員おっしゃるとおり、もっともっと詰めていくと具体的になってくると思いますし、子どもたちに夢を与えるような教育ビジョンになるようには進めていければというふうに思いますし、貴重なご意見だったと思います。ありがとうございます。</p>
休憩再開特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	議長 中上議員	<p>5 番中上議員。</p> <p>ありがとうございます。大変よく分かったような感じがいたします。普代村は、つちのこ保育園とか認定こども園というような多様な考え方で教育できるというメリットもありますし、今度新しく学校が建つというそういうこと全部合わせて、その移住や定住にもつなげていけるアピールにもなるかと思いますので、そこらへんにも意識しながら進めていっていただければなあというふうに思います。以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。</p>
高井総務課長	議長	<p>以上で、5 番中上一登議員の一般質問を終わります。</p>
高井総務課長	議長	<p>ここで、3 時 30 分まで休憩といたします。 (15 : 22)</p>
		<p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (15 : 30)</p>
		<p>日程第 6、議案第 4 号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p>
	高井総務課長	<p>当局の説明を求めます。</p>
	金子議員	<p>高井総務課長。</p>
		<p>それでは議案第 4 号について、ご説明いたします。</p>
		<p>(以下、高井総務課長説明、記載省略)</p>
		<p>提案理由の説明が終わりました。</p>
		<p>これより質疑を許します。</p>
		<p>ございませんか。</p>
		<p>1 番金子議員。</p>
		<p>1 番金子でございます。</p>
		<p>確認の意味で質問をさせていただきます。機能別消防団員と機能別団員、これはあくまでも消防団員とは全く違うといるのは誰しもが理解しているわけですが、例えば、この有事の際、災害現場に行ったときなど、あくまでも消防団員の協力、後方支援というような設置要綱があるわけですが、最前線といったような場所には、やっぱり行かれないといったような部分で考えておいた方がいいのかどうか。あくまでも機能別消防団員で、消防団員の足しにするんだといったような考え方では私はない</p>

		と思うんですが、後方支援、協力体制というのはどういうその後方支援、協力体制なのか。具体的に担当課として分かったら教えてください。この最前線には行かないで、あくまでも最前線までの後方支援といったことでいいのかどうか。そこらへんお願ひします。
議 長 高井総務課 長		高井総務課長。 まず、機能別団員が最前線に行くかどうかというような内容の質問ですが、基本的には各分団の指揮、命令系統の下に置かれる団員になりますので、その中で必要に応じて行くこともあり得るのかなあというふうには想定はしております。また、その後方支援、協力体制の中身という部分ですが、今回消防団員のO B、あとは消防職員のO Bということを想定しておりますので、当然機械の操作とかに熟知してるような経験のある人が想定されているものですので、そういった人達から、次につながるようなその技術であったり知識の継承、そういったものも期待をしている部分ではございます。
議 長 金子議員		はい、以上でございます。 1番金子議員。 今、分かったような分かんないような。あくまでも、例えば火災であれば、水火災等はその活動区域は村内なわけですがね。村内に限ると。そして、災害現場における協力、後方支援。通常考えれば、後方支援といったようなことであれば、最前線には行かないような気がするんですが、当たり前の分団で指示があればどこに部署をお願いしても大丈夫だといったような部分ですか。保証関係は消防団と同じといったような部分であるわけですが、やっぱりそこらへんをこのしっかり理解しておかなければ、いざ有事といったときに非常に大変だなあというようなことから今聞いているんですが、やっぱり支給品もヘルメットとメッシュのベストだけと、いったような部分もあるわけです。消防団と同じように最前線に行って消火活動といったようなこともやっぱり何もこれは通常行って分団の指示により行ってよいというような考え方でいいんですか。
議 長 高井総務課 長		高井総務課長。 すみません、私最前線というのが要はその災害が実際に起きてる現場というような部分で今、最前線ということでお話をさせてもらいましたので、その中で、各分団がのその指示命令系統の中で活動していただくというようなことなのかなあというふうに思っております。あと、装備品について、消防団と内容ですね、こういたものが必要だっていうことで、協議をして決めたものではございますが、それについてはもし、こういう活動する中でこういう不足が生じるというようなものがあれば、順次対応はしてまいりたいと思います。
議 長 金子議員		1番金子議員。 わかりました。いずれ今の担当課長の説明では、消防団員と同じよう

		な活動ができるんだといったような部分で、理解をいたしました。それで大丈夫ですね。あくまでも私は、協力、後方支援というようなことで、最前線はちょっとあれかなあといったようなことで今質問させていただきましたが、了解です。消防団員がお願ひすれば、何もできるんだといったようなその部分ですね。
	議長	はい、わかりました。以上。 そのほか、ございませんか。 (なし)
	議長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第4号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
普代村国民健康保険条例の一部を改正する条例について	議長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
松葉住民福祉課長	松葉住民福祉課長	日程第7、議案第5号「普代村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 当局の説明を求めます。 松葉住民福祉課長。 それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。 (以下、松葉住民福祉課長説明、記載省略)
	議長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を許します。
	中上議員	5番中上議員。 5番中上です。 ちょっと確認なんですけども、今の保険証は5年ごとに自動的に切り替わってきますね。マイナカード関係なく。今持ってる保険証は自動的に変わって送られて来ますけども、マイナ保険証に紐づけられた場合は、自分で更新しなければならないのか、黙っててもその更新が自動的に紐づけになるのかっていうのは、ちょっと自分でやんなきやダメなんじやないかっていう情報もあるんですけども、そこらへんはどうなんでしょう。
松葉住民福祉課長	議長	松葉住民福祉課長。 今のお話は、マイナンバーカードに被保険者証として紐づけるというお話のことでおろしかったでしょうか。マイナンバーカードへの紐づけにつきましては、確かにご自分の手続きまたは、今であれば医療機関等でも紐づけのものができるものとなってございます。それと今であれば、1年間の被保険者証ということで、こちらの方で自動で更新してございますけども、常に被保険者の情報として、うちの村の方の国保標準システムの方から連動させて情報の方はいっている形になりますので、

		一度手続きをされていただければ、マイナンバーカードの保険証の更新等々は可能、そのまま1度だけができるものとなってございます。はい。 5番中上議員。
議長 中上議員		ということは、例えば5年経ったとしますね。5年経っても前は保険証が自動的に来てだのが、これは自動的に継続して紐づけされた新しい情報が、紐づけされたまんまになっているよ、大丈夫だよ、忘れても大丈夫構わないよ、という認識でいいかどうかですね。ちょっとこらへんのはつきりどうするかっていうのを国の方でまだ発表していないんじゃないかな、というのがあったんで、もし分からなかつたらいいんですけども。どうなんでしょう。
議長 松葉住民福祉課長		松葉住民福祉課長。 5年というのがちょっと国保の保険証のことじゃなく、マイナンバーカードのことなのかなと思われます。 マイナンバーカードの方に、ICチップというものがございまして、こちらの方の更新が必要というのあります。これは、実際今でも5年経過しますと更新が必要になってございますので、こちらについてはやはり役場の方とかに来ていただいて、更新が必要になります。
		(「自分でね」と、中上議員)
議長 中上議員		はい。ですので、以前マイナンバーカードの普及にあたって、ポイント等をお配りしての普及を図ったかと思いますが、来年、再来年あたりがちょうどピークでその更新時期が皆さまに来るかと思います。 5番中上議員。
議長 松葉住民福祉課長		その更新時期は個人によって違いますよね。これ保険証、マイナンバーカード皆一緒ですか。同じ時期。これ個人によって違えば、役所の方から、そろそろ更新時期ですよというのが来るのか。自分でちゃんと覚えててちゃんと手続きしなければならないのか、そこらへん。
議長 松葉住民福祉課長		松葉住民福祉課長。 マイナンバーカードのそのICチップのところの更新ですけれども、こちらジェイリスというところがございます。マイナンバーカード等の発行等を行っているところですけれども、そちらの方から皆さんの方に、ICチップ、ちょっとちゃんとした名称を忘ましたが、ICチップのところの更新時期ですよというご案内の方は皆さまの方に行くようになってございますので。そのお手紙が届いたら、役場の方に来ていただいて更新の方をしていただければと思います。
		(「はい、ありがとうございます」と、中上議員)
議長		ほかに、ございませんか。
議長		(なし)
議長		なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。

議案第5号「普代村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

	議長	は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
普代村子ども も、妊産婦、 重度心身障が い者及びひと り親家庭医療 費給付条例の 一部を改正す る条例につい て	松葉住民福 祉課長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	議長	日程第8、議案第6号「普代村子どもも、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
		当局の説明を求めます。
		松葉住民福祉課長。
		それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。 (以下、松葉住民福祉課長説明、記載省略)
	議長	提案理由の説明が終わりました。
		これより質疑を許します。
		ございませんか。
		(なし)
	議長	なければ、質疑を終結いたします。
		直ちに採決を行います。お諮りいたします。
		議案第6号「普代村子どもも、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
		(異議なし)
村営北緯40 度運動公園運 動場設置条例 の一部を改正 する条例につ いて	議長	ご異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第9、議案第7号「村営北緯40度運動公園運動場設置条例の一部を改正する条例について」を、議題といたします。
		当局の説明を求めます。
	道下教育次 長	道下教育次長。
		それでは、ただ今上程されました議案第7号につきまして、その内容をご説明申し上げます。
		(以下、道下教育次長説明、記載省略)
	議長	提案理由の説明が終わりました。
		これより質疑を許します。
		3番大上浩史議員。
	大上浩史議 員	この条例が、改正することによって、多目的グランドがなくなるわけですが、その代替えというか、跡地というか、多目的グランドということなのか、この代替えというようなことは考えてはおらないのか、お願いします。
	議長	道下教育次長。
	道下教育次 長	お答えいたします。10月頃から工事に入りますけども、そうなった場合に、これまで活動されていました個人の方あるいは団体の方も定期的

		にグランドを使用している状況でございます。その代替の施設として、今議会の補正予算にも提案をさせていただいておりますが、村民グラウンドの整地化を予定しております。まず暫定的にはなりますけども、そちらの方での活動をですね、お願いをさせていただきまして、義務教育学校が建設、開校となった 9 年度以降につきましては、現校舎、小中の校舎校庭ですね、も空くことになります。その利活用等も含めて今後さらに検討を深めてまいりたいというふうに思っておりました。
	議長	(「はい、わかりました」と、大上浩史議員)
	議長	ほかに、ございませんか。
	議長	(なし)
令和 6 年度普代村一般会計補正予算（第 4 号）	議長	なければ、質疑を終結いたします。
		直ちに採決を行います。お諮りいたします。
		議案第 7 号「村営北緯 40 度運動公園運動場設置条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
	議長	(異議なし)
	議長	ご異議なしと認めます。
	議長	よって、本案は原案のとおり可決されました。
	高井総務課長	日程第 10 議案第 1 号「令和 6 年度普代村一般会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。
	議長	当局の説明を求めます。
	高井総務課長	それでは、議案第 1 号についてご説明いたします。
	議長	(以下、高井総務課長説明、記載省略)
	中上議員	提案理由の説明が終わりました。
	中上議員	これより質疑を許します。
	中上議員	5 番中上議員。
	中上議員	5 番中上です。12 ページ。6.2.2 林業振興費で、治山林道協会負担金皆増となって、説明の方で当初予算に計上漏れということですけれども、これはどういった協会で、7 万 6 千円のこの会費がどのような役割があるのか、どういった協会の役割をしてるのかっていうの伺います。次のページの 8.2.1 道路維持費ですね。工事請負費 660 万で村道補修工事とあります。この木の伐採等や側溝などの工事というふうに前説明を受けておりますけれども、この木の伐採ですけども、今日、齊藤議員さんの方からも一般質問がありましたけれども、あくまでこの道路に邪魔になる木は自己責任としてやらなければならないということで、村長の答弁が周知がまだ完全ではないかもしないという話でした。この周知ですけども、困っているので連絡をくださいというのは、向こうから連絡をしてもらって、中には邪魔になってるのをわかっているながらも、どこにどうやつたらいいのかわからないとか、自分で予算がもしかすればないという可能性もあるんで、向こうの方から心当たりの人は、呼びかけて、

	<p>心当たりの人は連絡をくださいというような周知にしたらいかがですかね。ただ木の伐採してくださいっていう、どういう周知してるかわかりませんけども。結構あるんですよねあちこちに、本当に多いです。勝手に本当に切るわけにもいきませんので。なんとか、所有者の方から連絡をくれるような方法をとれないもんかなあというふうに常々感じております。次 8.5.1 ですけれども、住宅管理費。これ説明の方に、突発的な修繕対象事案に対して予算が不足する可能性があるため、不測の事態に備え増額とありますけども、これは、すべての予算にいえることだとは思うんですけども、この予算の不足と不測の事態の字が間違ってるような気がするんですけども、不測の事態に想定外のっていうのはこれどういうことなのか。例えば 50 万くらいだったら専決処分ができるわけですよね。ここでわざわざこの補正を組む必要があるのかなあという、ちょっと疑問に思いました。以上です。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>まず 1 点目、治山林道協会の負担金、どういった団体かということでございますが、治山林道協会ということで、治山整備であり林道整備、そういうもののによる県の団体の方になります。そこに、毎年負担金を全市町村支払いをしているわけでございますけども、今回、当初予算計上をし忘れまして、今回補正という形になっております。この会費につきましては、各自治体で治山事業を実施していれば、負担割合が増えていくという内容の負担金になってございます。本村についても、治山事業ございますので均等割りプラス事業費割という形での負担となっているものでございます。</p> <p>次に、村道補修工事の中の木の伐採の部分の周知方法というところでございますが、村長答弁の中でも、ちょっとそのへんが不十分であったと。実際のところ、地権者さんに対してその周知をしていなかった状況でございます。これからとしましては、もちろんホームページ、広報等でも情報提供はしていきますけども、それだけではちょっと村外にいる方とか、そういったのも案件ございますので、その点につきましては個別に連絡を取るとかそういうことをしてまいりたいと思ってございますし、実際邪魔になっている部分については、地権者さんが分かる部分、未定地だとどうしてもなかなか難しいところはあるんですけども、分かる部分については、ちょっと木が邪魔になってましてという形でお願いすることにしていきたいと思ってございます。</p> <p>次に、住宅費の方の修繕料 50 万円でございますけども、当初予算でも修繕費、見てございますが、住宅が老朽化して、いろんなところがちょっとあの雨漏りとか床が少し隙間が空いてとか、そういうことで修繕をしておりまして、ちょっと当初予算で見込んだ金額が底がついてきたということで、まだ半年くらいありますので、ちょっと足りなくなるだろうということで、今回の補正という形でどこという部分が決まったわけの</p>
--	---

		補正ではないんですが、今後細々とした修繕が出てくるのであろうということで、今回補正をしているものでございます。
議 長 中上議員	5 番中上議員。	ありがとうございます。治山林道協会の方、これ治山事業すればその割合に応じて、税金のようなものですねこれは。治山事業をやればそれの割合に応じて、均等割りとかということは税金ですね。違つたら、もう 1 回訂正をお願いします。
		道路維持費のこの木の伐採ですけども、確かに地元にいない人にはなかなか届かないんだろうということですよね、非常にこれ大変な問題だと思います。みんな木が大きくなってるんで。もう育ちがいいし、天気がいいんで、みんな大きくなって、車にはあたるし、物は見えない、本当に危険な状態が多くあるんで、何とかこれ改善していっていただきたいと思いますんで、よろしくお願ひします。はい、以上、わかりました。ありがとうございます。
		ほかに、ございませんか。
議 長 松葉議員	2 番松葉議員。	14 ページの村民グラウンド工事費、先ほど多目的グランドを解体してやるためにそのグランドの整備をするというようなご説明があつたと思ひますけれども、この 140 万円でどれくらいの整備をするのか、具体的にお教えいただきたい。
議 長 道下教育次長	道下教育次長。	お答えいたします。工事の内容ですけども、暫定的な代替の活動場所ということで、予算についてもちょっとあまり大きくないというか、140 万くらいになりますが。まず、表土を剥ぎとつですね、そして客土の整地を行いまして、その後に転圧をさせるということで、最低限、先ほど説明にもありましたけども、グラウンドゴルフであつたり、皆さんが散歩をするとか、そういう状態に今年度もつていきたいというふうに思つておりました。
議 長 松葉議員	2 番松葉議員。	そうすると、旧村民グラウンドぐらいの広さの整備ととらえてよろしいのでしょうか。
議 長 道下教育次長	道下教育次長。	面積的なものですけども、以前村民グラウンド、ちょっと小さめの野球場ということで使用していましたが、やや平地の部分を表土を剥ぎとつということになりますので、だいたい面積的には 6,000 m ² ぐらいで今見込んでいました。以上でございます。
		(「はい、わかりました、結構です」と、松葉議員)
議 長 大上智議員	そのほか、ございませんか。	8 番大上議員。
		今の議案に関して、5 件ほどお伺いします。

議長 松葉保健センター所長	<p>まず最初に、10 ページの 3 款 1 項 2 目高齢者福祉費の説明の方に、えんじゅの会解散に伴う報償旅費の増額 33 万 2 千円とあったんですけども、このえんじゅの会解散の経緯は、どういうふうな経緯があつて解散したものか、村の方の支援体制の問題があつてえんじゅの会が解散したものかっていうことです。</p> <p>次に、11 ページの 3 款 2 項 1 目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料 431 万 2 千円。これ第 3 期の計画策定とありますけども、これ第 2 期の計画は現在あると思うんですけども、どこにこれ示されてるものか。また、同じ件でございますけども、これ近年政府が少子化戦略で子ども子育て支援に力を入れるため、子ども家庭庁発足させる等しておるところでございますが、この計画策定に当たり、盛岡市等では事前に市民から子ども子育て支援に関する事業を募集しています。目的は市民等からの企画提案により実施する子ども及びその保護者に対する支援に関する事業を支援することによって、市の未来を担う子どもが、より健やかに成長することができる社会の実現を資するとあります。本村においても計画策定に当たり、より実のある地域で子どもを育てるための課題解消支援の事業計画を策定するため、提案を求めるべきだと思いますが、この計画はどのように策定するのか伺います。</p> <p>次に、11 ページの 3 款民生費 2 項 2 目児童措置費でございますが、この中の扶助費の児童手当の 279 万 5 千円ですけども、まずその多子加算のカウント方法についてお聞きします。一般には第三子以降、高校卒業まで 3 万円支給されますが、親等の経済的負担がある場合は、22 歳年度末まで支給ということなんでしょうかねえ。</p> <p>それから、本村の本年度における手当、月額別支給対象予定者の人数を教えてください。</p> <p>それから、同じく 11 ページの 3 款 2 項 5 目、児童福祉施設費の委託料のところですけども、子どものための教育・保育給付 763 万 9 千円。この委託料は 4 年度決算額では、842 万 3,900 円。あと令和 5 年度決算額では 1,264 万 5,880 円。今年度分ですけども、今回の補正予算額 763 万 9 千円を加えますと、現時点で、令和 6 年度の予算額が 1,798 万円となります。これは村外の保育園、幼稚園さ入園する子どもが増えてるということなのでしょうか。そのへんをお聞きします。</p> <p>それから、ちょっと件数が多くて大変なんですけども、同じく 11 ページの 4 款民生費 1 項 1 目の予備費の中で、新型コロナウィルス予防接種委託料 580 万とありますけども、この中で説明が国の接種費用見込みを見直したとありますけども、ここの説明をお願いしたいと思います。</p> <p>以上、5 件についてお伺いします。</p> <p>松葉保健センター所長。</p> <p>まず、えんじゅの会の解散理由でございますが、シルバーリハビリ体操指導者の方でこの会は組織しておりましたが、この行政事業が終了す</p>
------------------	--

議長 大上智議員	<p>ることから、新規会員の確保の目途が立たなくなりまして、あと会員の方の若干高齢化もありまして、継続することが困難という状況となりまして、解散する運びとなったものでございます。</p> <p>2点目の子ども・子育て支援事業計画でございますが、すみませんちょっとこちら聞き漏らしたんですが、こちらはこの委託料の中で、保護者等にアンケート調査を実施いたします。その調査結果をもとに、その結果を事業計画に盛り込むこととなりますので、今から調査を行うものでございます。</p> <p>3点目の児童手当でございますが、</p> <p>(「すみません、ついでに今の、現在第2期の計画は」と、大上智議員)すみません。第2期の計画はございますが、どちらに提示されているかっていうのはちょっと分かりかねますので、あとで議会のタブレットの方に送らせていただきたいと思いますので、すみませんよろしくお願ひいたします。</p> <p>あと、児童手当の支給対象のこの22歳というようなカウントの仕方ということでございますが、支給対象は18歳の方までなんですけれども、この第1子、第2子、第3子ってカウントする中で、23歳到達前の方はその第1子、第2子の方にカウントされますので、例えば小学校、中学生の方がもしいれば、第3子の方は3万円の支給単価で児童手当が支給されます。もう22歳超えてしまえば、残った方は第1子、第2子というようなカウントとなりますので、あくまでもカウントするための年齢制限の表示でございます。ちなみに支給額ですと、3歳未満の方は第1子、第2子が1万5千円、第3子からが3万円となります。そして3歳から18歳までは、第1子、第2子が月額1万円、第3子以降は3万円というふうに変わります。人数でございますが、令和6年8月1日現在、対象児童数は156名となってございます。そのうち3歳未満が25名、3歳以上小学校終了前が92名、小学校終了後中学校終了前の方が39名、高校生年代は45名というふうになってございます。</p> <p>次に、子どものための教育・保育給付の委託料でございますが、こちらは当初7名分で予算計上をしてございました。今現在9名の方が利用してございます。それで、3歳未満と3歳以上で保育料の違いがございますので、今回は3歳未満の方が増えたことから、ちょっと大きめの補正額となってございます。</p> <p>コロナウイルスの委託料の580万ですか、国が今現在示してある単価がですね、1万5,300円となります。これはまだ確定した金額でございません。ですので今段階は1万5,300円という数字で予算計上させていただいております。このうち国から8,300円が助成されまして、村負担は7,000円負担となります。以上となります。</p> <p>8番大上議員。</p> <p>結局、今説明してもらった、11ページの児童手当のところですけども、</p>
-------------	--

		<p>普通だったら高校卒業まで支給されますよね。ただその中で、親等の経済負担がある場合は 22 歳年度の末までは、支給しますよっていうふうな説明だったですか。それから、この 22 歳の年度末までっていうのの対象の人数っていうのは何人いるものなんですか。</p> <p>それから、結局子どものための保育・教育保育給付っていうのは、先ほど言いましたけども、令和 5 年度の決算額が 1,260 万 5,880 円だったわけですけども、もう今年度はすでに 1,500 万くらいもう多くなってるわけですね。それだけ金額がすごい今の時点でもう去年の決算額を超えてるようなあれなんんですけども、そのへんどのようない説明していただけるんでしょうか。</p>
	議 長 松葉保健セ ンター所長	松葉保健センター所長。
		まず、児童手当の方でございますが、22 歳までっていうのが例えば大学生のお子さんがいる場合ですね。22 歳までは扶養しておりますので、就職していない学生とかですね、そういう方が対象となります。このちょっと 22 歳までの対象の方まだ拾い出しできておりませんので、すみません、今ちょっと拾い出せない状態でございました。
休 懇 再 開	議 長 松葉保健セ ンター所長	<p>あと、保育料、村外保育の関係でございますが、すみません、暫時休憩にします。 (16 : 35)</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (16 : 36)</p>
		昨年度はトータル 1,264 万 6,000 円でございましたが、児童数は 9 人でございました。今年も 9 人ではございますけれども、まず、保育料は年々高騰してございますものと、あと年齢構成がですね、今まででは 3 歳以上が多かったんですが、今年は 3 歳未満の方が多いという状況にありますて、この保育料が増額となっているものでございます。以上でございます。
休 懇 再 開	議 長 松葉保健セ ンター長	<p>暫時休憩します。 (16 : 36)</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (16 : 39)</p> <p>保健センター所長、今の説明をもう一度お願いします。</p> <p>松葉保健センター所長。</p>
		児童手当の支給対象は、高校生までの方となりまして、子どものカウント数にこの大学生までカウントされると。3 人以上お子さんがいる場合は、大学生のお子さんを 1 子と数えないと、3 番目の子が 3 万円とならない。大学生の子をカウントすることによって高い金額をもらえるというふうなことになりますので、よろしくお願いします。
	議 長 大上智議員	(「最後、いいですか」と、大上智議員) 8 番大上議員。 先ほどの子どものための教育・保育給付の件ですけども、先ほど言いましたけども、去年度の決算額が 1,265 万円くらいですかね、そして、今年はすでにもう 1,798 万円くらいになってますよね。500 万くらい今の時点で。そしたら、これからまだ 3 月までには時間があるわけですけど

		も、まだこれが今回最後の給付となりますか、それともまだ状況によつては 1,800 万プラスっていうようなこともあり得るわけですか。それだけ普代のこども園というよりはもう、村外の保育園、幼稚園に行ってる人がもう増える傾向にあるのか、そのへんもお聞きします。
	議長 松葉保健センター所長	松葉保健センター所長。 まず、3歳未満と3歳以上のお子さんでは委託料が倍違います。その関係で、3歳未満の子が増えた関係で今回増額となつてございます。
休憩再開	議議長	あと、今後保育料が増える可能性はございます。今村外保育で預けていらっしゃる世帯で、新たにお子さんが生まれた世帯もございますので、そうすれば3歳未満の子がもしかすれば増える可能性はございます。その時はまた補正でお願いしようと思ひますので、よろしくお願ひいたします。
令和6年度普代村休養施設事業特別会計補正予算（第1号）	議長 高井総務課長 議長 議長 議長 議長 議長 議長 議長 議長 議長 議長 議長	<p>休憩します。 (16:42)</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (16:42)</p> <p>そのほか、ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「令和6年度普代村一般会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第11、議案第2号「令和6年度普代村休養施設事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>高井総務課長。</p> <p>それでは、議案第2号についてご説明いたします。</p> <p>(以下、高井総務課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を許します。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「令和6年度普代村休養施設事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>

令和 6 年度普代村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）	議長	日程第 12、議案第 3 号「令和 6 年度普代村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」を、議題といたします。
		当局の説明を求めます。
		大村建設水産課長。
		それでは、ただいま上程されました議案第 3 号についてご説明いたします。
		（以下、大村建設水産課長説明、記載省略）
		提案理由の説明が終わりました。
		これより質疑を許します。
		8 番大上議員。
太田名部漁港衛生管理型荷さばき所建設工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めるについて	議長	今の簡水の 5 ページになりますかね、貸借対照表のページがありますよね、あそこのとこ、今度のいつかの全協でも簡単にこう説明してもらえばありがたいんですけども。公営企業に今なってるので、このへんの貸借はこんな感じでこの数字だよっていうのを説明してもらいたいという要望ですので、お願いします。終わりります。
		そのほか、ございませんか。
		（なし）
		なければ、質疑を終結いたします。
		直ちに採決を行います。お諮りいたします。
		議案第 3 号「令和 6 年度普代村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
		（異議なし）
		ご異議なしと認めます。
太田名部漁港衛生管理型荷さばき所建設工事の変更請負契約の締結	議長	よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第 13、議案第 8 号「太田名部漁港衛生管理型荷さばき所建設工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めるについて」を議題といたします。
		当局の説明を求めます。
		大村建設水産課長。
		ただ今上程されました議案第 8 号について、ご説明いたします。
		（以下、大村建設水産課長説明、記載省略）
		提案理由の説明が終わりました。
		これより質疑を許します。
太田名部漁港衛生管理型荷さばき所建設工事の変更請負契約の締結	議長	8 番大上議員。
		今の議案とは直接は関係ないかもしれませんけども、新港の方の漁船の係留、そのへんはどのように考えているもんでしょうか。それはまた県の方の事業になりますか。その係留、器具っていうか、そのへん説明お願いします。
		大村建設水産課長。
		新港の漁船の係留にきましては、新魚市場営業するに当たっては、ど

	産課長	うとしてもその前には船舶の係留はできませんので、そのへんは漁業者さんと係留場所等の相談はしなければならないのかなと思ってはございます。逆に、今使われている市場の方が、岸壁全面が使われなくなるというのもございますので、そのへんは漁協、村、漁業者併せて相談する形になろうかとは思います。
	議 長	(「はい、終わります」と、大上智議員) そのほか、ございませんか。
	議 長	(なし) なければ、質疑を終結いたします。
	議 長	直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第8号「太田名部漁港衛生管理型荷さばき所建設工事の変更請負契約の締結に関し議決を求ることについて」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
	議 長	(異議なし) ご異議なしと認めます。
休 憩 再 開	議 長	よって、本案は、原案のとおり可決されました。 暫時休憩といたします。 (16:58)
	議 長	休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (16:59) 本会議終了の時間が迫ってまいりましたが、ここでお諮りいたします。 本会議の時刻を定刻の5時以降も継続したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	議 長	(異議なし) ご異議なしと認めます。
	議 長	よって、本会議を5時以降も継続いたします。 日程第14、議案第9号「岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」を議題といたします。
岩手県後期高 齢者医療広域 連合規約の一 部変更に關す る協議につい て	松葉住民福 祉課長	当局の説明を求めます。 松葉住民福祉課長。 それでは、議案第9号についてご説明申し上げます。
	議 長	(以下、松葉住民福祉課長説明、記載省略) 提案理由の説明が終わりました。
	議 長	これより質疑を許します。 (なし)
	議 長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第9号「岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
	議 長	(異議なし) ご異議なしと認めます。
		よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩 再開 延会 (17:05)	議長	暫時休憩します。 休憩前に戻ります。 お諮りいたします。 以上で、本日の日程を終了し、延会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって、本日はこれで延会といたします。 ご苦労さまでした。	(17:04) (17:04)
-------------------------------	----	---	--------------------

